

平成23年第4回防府市議会定例会会議録（その6）

○平成23年9月30日（金曜日）

○議事日程

平成23年9月30日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 市長行政報告
- 4 認定第 1号 平成22年度決算の認定について
(一般・特別会計決算特別委員会委員長報告)
- 5 認定第 2号 平成22年度防府市水道事業決算の認定について
(水道事業決算特別委員会委員長報告)
- 6 議案第56号 平成23年度防府市一般会計補正予算（第6号）
(各常任委員会委員長報告)
- 議案第57号 平成23年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
(総務委員会委員長報告)
- 議案第54号 防府市暴力団排除条例の制定について
- 議案第58号 平成23年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第59号 平成23年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第60号 平成23年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 平成23年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 平成23年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第63号 平成23年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
(以上教育民生委員会委員長報告)
- 議案第64号 平成23年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
(産業建設委員会委員長報告)
- 7 報告第22号 専決処分の報告について
- 報告第23号 専決処分の報告について
- 8 報告第24号 契約の報告について
- 9 議案第65号 防府市災害弔慰金の支給等に関する条例中改正について

- 10 議案第66号 平成23年度防府市一般会計補正予算（第7号）
 - 11 議案第67号 平成23年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
 - 12 議案第68号 防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について
 - 議案第69号 防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について
 - 13 常任委員会の閉会中の継続調査について
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1番	松村学君	2番	土井章君
3番	重川恭年君	4番	山根祐二君
5番	中林堅造君	6番	木村一彦君
7番	山本久江君	8番	横田和雄君
9番	高砂朋子君	10番	斉藤旭君
11番	河杉憲二君	12番	山田耕治君
13番	青木明夫君	14番	三原昭治君
15番	弘中正俊君	16番	大田雄二郎君
18番	佐鹿博敏君	19番	藤本和久君
20番	田中健次君	21番	安藤二郎君
22番	久保玄爾君	23番	今津誠一君
24番	山下和明君	25番	田中敏靖君
27番	行重延昭君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
会計管理者	安田憲生君	財務部長	本廣繁君
総務部長	阿川雅夫君	総務課長	福谷真人君
生活環境部長	柳博之君	産業振興部長	梅田尚君

土木都市建設部長 権 代 眞 明 君 健康福祉部長 田 中 進 君
教 育 長 杉 山 一 茂 君 教 育 部 長 藤 井 雅 夫 君
上下水道事業管理者 浅 田 道 生 君 上下水道局次長 岡 本 幸 生 君
消 防 長 秋 山 信 隆 君 代表監査委員 和 田 康 夫 君
入札検査室長 福 田 一 夫 君 農業委員会事務局長 山 本 森 優 君
選挙管理委員会事務局長 高 橋 光 之 君 監査委員事務局長 永 田 美 津 生 君
監 査 委 員 今 津 誠 一 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。14番、三原議員、15番、弘中議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

あいさつ

○議長（行重 延昭君） この際、さきの本会議において防府市教育委員会委員に選任されました香川敬氏のごあいさつを受けます。

〔教育委員会委員 香川 敬君 登壇〕

○教育委員会委員（香川 敬君） おはようございます。このたび教育委員に再任を賜りました香川でございます。私たちの誇りと思うこの防府市市議会でごあいさつをさせていただくことを、大変光栄に思います。

さて、平成18年に国の教育基本法が60年ぶりに改定をされました。教育の一義的責任は、家庭にあるというふうに第10条に明記してあります。学校教育法では、第1条に学校とは幼稚園、小学校、中学校、高等学校を順に規定をされておりますけれども、その学校教育の中での幼児、児童・生徒において最も大切にされているのは、環境を通して行う教育でございます。

その子どもが生まれ育つ地域社会、その文化を通して、市民としての資質を育成する、市民としての質をしっかりと育てていくということが、私たちにおいて非常に大切なことであるというふうに、世界じゅうでそのことが叫ばれております。

この防府市において、地域が子どもたちを守るということ、育てるということ、地域が子どもたちを培っていくということをしかりと念頭に置いて、私たち教育委員として、防府市の1軒1軒の家庭教育の質を担保し、防府市の家庭教育の質をより向上させ、防府市市民によって子どもたち一人ひとりを育て、はぐくんでいくことをしたいというふうに思っております。大変微力ではございますけれども、尽力をさせていただきたいと思っております。

どうぞ防府市市議会の先生方の御指導賜ることをお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。（拍手）

市長行政報告

○議長（行重 延昭君） それでは、これより市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 平成19年に売却いたしました中心市街地の公有地に係る開発の進捗状況等について御報告申し上げます。

現在、株式会社原弘産が所有しておられます防府駅みなとぐち広場用地につきましては、先日も行政報告で御報告申し上げましたとおり、所有権移転の承認申請については、土地開発公社の理事会での協議の結果、不承認とし、株式会社原弘産に対し、より一層の御努力をお願いしたところでございますが、今年14日が、昨年9月から1年間の延期を認めておりました着工期限となっておりましたことから、このたび同社より再度の着工期限の延期の申し入れがございました。

株式会社原弘産が、平成19年9月に当該地を購入されてから既に4年間を経過しておりますが、この間の経済情勢は米国のサブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱、引き続き建設資材の高騰、さらには今回の東日本大震災での地震、津波、原子力発電所の事故による影響など、大きく変動をいたしております。

株式会社原弘産では、この1年間、企業の再構築を図られるとともに、土地の転売等も含めて早期着工に向け鋭意努力を続けてこられたところでございますが、いまだ本格的な解決には至っておりません。

こうしたことから、土地開発公社といたしましては、さらにもう一年間の着工猶予の承認をいたしまして、にぎわいの創出のできる施設の一刻も早い建設をお願いするものでご

ございます。

当該地は、防府市の顔とも言うべき場所でもありますので、市といたしましては、できる限り早い時期での有効的な活用が可能となるよう、市民や議員の皆様の情報や御意見をいただきながら、株式会社原弘産に一層の取り組みをお願いしてまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの行政報告に対する質問がございましたら、お願いをいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、市長行政報告を終わります。

認定第1号平成22年度決算の認定について

（一般・特別会計決算特別委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 認定第1号を議題といたします。

本件につきましては、一般・特別会計決算特別委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。河杉特別委員長。

〔一般・特別会計決算特別委員長 河杉 憲二君 登壇〕

○11番（河杉 憲二君） 少し時間を要しますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、認定第1号平成22年度決算の認定につきまして、去る9月20日、21日、22日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本決算の認定につきましては、決算書並びに成果報告書を参考にしながら、一般会計及び特別会計について、各会計ごとにその執行状況等について審査を行ったものでございます。

それでは、一般会計決算の審査の過程における主な質疑、要望等につきまして、各常任委員会所管ごとに御報告申し上げます。

まず、総務委員会所管につきまして御報告申し上げます。

主な質疑等につきましては、「市税等コールセンターについて、成果報告書には納付約束額とあるが、実際の納付額を把握しているか」との質疑に対し、「全体調査は時間がかかりますので、納付約束された方の1割を無作為抽出して調査しましたところ、納付額の割合が1カ月経過後では61.1%、3カ月では75.1%、6カ月では80.6%となっており、納付約束額にこの割合を掛けますと、納付見込額は1カ月で約1億600万円、

3カ月で1億3,200万円、6カ月で約1億4,100万円となります」との答弁がございました。

これに対しまして、「納付された方は、電話をかけてもかけなくても納付される方ではないのか。本当に効果があったと言えるのか」との質疑に対し、「平成22年度の市税の現年課税分の収納率は、平成21年度に比べまして0.5%伸びておりますし、国民健康保険料の収納率は前年度に対しまして3.87%伸びておりまして、滞納者に対しまして早い時期から納付のお願いをするということは、効果があったと考えております」との答弁がございました。

「AEDについては、点検担当者を配置するようという厚生労働省の指導があるが、現状はどうか」との質疑に対し、「点検専門の職員を任命はしておりませんが、各施設管理者にAEDの管理をお願いしています」との答弁がございました。

「公平委員について、過去に質問した際に、山口県市町公平委員会への加盟も検討するということがあったが、検討結果について教えてほしい」との質疑に対し、「公平委員会につきましては、共同事務処理への移行を視野に入れ、現委員の任期を考えながら調整を図ることにしてはいたしましたが、他団体の加入が見込めない中、経費的なメリットが見出せないため、他の行政委員の日額化とあわせて検討していくべきと考えています」との答弁がございました。

「防災行政無線については、聞こえづらいというところがあるが、どのような対策をとっているか」との質疑に対し、「自治会へのアンケートや職員が毎週火曜日の定時放送を現地に行って確認しており、聞こえづらいところについては子機のスピーカーの増設やスピーカーの向きを変えたりしております」との答弁がございました。

「生活バス路線運行費補助金について、欠損額が発生している路線の主な原因は何か。バス会社の企業努力はどのようにとらえているのか。また、利用者増について今後どのように考えているのか」との質疑に対し、「赤字の原因について防長交通に確認しましたところ、自然減ということでございまして、特にはっきりとした要因はつかんでいないということでございました。企業努力の点でございますが、防長交通におかれてはイベントの開催など、利用者の増に努めておられます。

また、今後につきましては、生活交通活性化推進協議会会長の研究室に住民基本台帳のデータと地図情報のデータを複合利用し、バス利用者の移動モデルを構築する理想のバス路線の研究をお願いしておりますので、それをバス会社に検討していただき、路線バスの活性化につなげたいと考えております」との答弁がございました。

「基金の前年度末現在高及び増減額が決算書と主な施策の成果報告書で数字が違うのは

なぜか」との質疑に対し、「基金には出納整理機関がございませんので、3月31日までの基金の積み立て、取り崩しの金額を主な施策の成果報告書に記載をしております。

一方、決算書では平成21年度分のものについて出納閉鎖期日の5月末までに繰り入れた金額等で計算しておりますので、異なる数字が記載されております。財政調整基金の積み立てにつきましては、直接編入するとわかりにくいため、今後は予算に計上したいと考えております」との答弁がございました。

「実質収支においては約20億円、単年度収支においても約9億8,000万円の黒字となっているが、なぜこのような大きい金額が出たのか」との質疑に対し、「予算編成時には地方財政計画等の国の動向を見ながら作業しております。歳入の地方交付税につきましては、県の試算等も参考にしながらやっておりますが、特に特別交付税につきましては、不透明な部分もございまして、当初予算額より約3億円、増額となっております。

歳出につきましては、予算執行上、事業ごとに目の下に細目、細々目というものを約700設けてございまして、その細々目ごとの不用額を積み上げますと、かなりの金額になってまいります。平成24年度予算からは、予算計上の方法を事業型予算に変更するようにはしておりますので、御理解をいただきたいと思っております」との答弁がございました。

次に、教育民生委員会の所管につきまして御報告申し上げます。

主な質疑につきましては、「不用額について、前年の不用額とほぼ同額となっているが、予算の立て方はどうしているのか」との質疑に対し、「扶助費関連の予算については、実績を見ながら見込みますが、減額しにくい部分もありますので、ある程度余裕をもって確保したいと考えております。なお、小学校費の不用額については、工事請負費の入札差金が多いものとなっております」との答弁がありました。

これに対して、「市全体で17億円の不用額が出るのは問題があるのではないか。予算編成時にはよく検討していただきたい」との要望がございました。

また、「災害土砂分別・運搬業務委託料で、天候不順や土質を理由に89日間の工期の延長をしたにもかかわらず、委託料金額の変更をしていないがどういうことか」との質疑に対し、「工事請負費とは違い、委託料は結果、成果を求めるものであることから、契約金額を変更しなくても工期を延長することで、市が求める成果を達成できるということであれば、そういったことも可能ではないかと思っております」との答弁がございました。

これに対し、「工期を延長すると、それだけの人件費が必要になるはずであり、この変更契約には問題がある」との指摘がございました。

また、「家庭用指定ごみ袋推進事業で、指定袋手数料の売り上げと経費との差で出ている約4,000万円の収益は、市民に還元すべきではないのか。さらに、現在のごみ袋は、

指定ごみ袋の入札時に材質が国産であるとの条件を入れているのか」との両質疑に対し、「手数料につきましては、この家庭ごみ処理手数料も含めて、今後全体として検討していきたいと考えております。また、国内産を条件に入れておりませんが、ごみ袋が破れやすいということもありましたので、仕様書の中に破れにくいようにしっかり裁断するよう示しております」との答弁がございました。

これに対し、「ごみ処理手数料の還元が難しいのであれば、できるだけ丈夫なつくりになっている国内産でお願いしたい」との要望がございました。

また、「P E N樹脂は、清涼飲料水等の容器として食品衛生法の許可がおりていないので、学校給食のP E N食器については、同法で許可がおりているプラスチック樹脂のものを再検討する考えはないのか」との質疑に対して、「アルマイト食器から変更するというところで、昨年、選定委員会を開催し、P E N食器を選定していただいております。再検討となりますと、今後、また、選定委員会を開催することになり、その間、他の学校においては、継続してアルマイト食器を使用することになりますので、現時点で再検討は考えておりません」との答弁がございました。

これに対し、「まだP E N食器を購入して2年目ということであり、早急に選定委員会を立ち上げていただきたい」との要望がございました。

また、「福祉タクシー助成金支給事業で、タクシーチケットの個人の利用状況は調査しているのか」との質疑に対し、「個人の利用状況は調査しておりませんが、タクシーチケットには番号がついており、調査すれば確認することができます」との答弁がございました。

これに対し、「余ったタクシーチケットが売買され、トラブルや不正があるという、関係者からの話もあるので、防止策を検討していただきたい」との要望がありました。

また、「乳幼児医療費支給事業は、県が一部カットしたため、市の負担が増額していると思われるが、その影響額は幾らか」との質疑に対して、「県の制度改革により、外来は1医療機関で1カ月当たり1,000円の自己負担となりますが、この部分を単独市費で負担しております。影響額は約2,500万円となっております」との答弁がありました。

また、「大雨による国道262号線通行どめにより斎場が使用不能となった際に、山口市への火葬業務負担金があるが、余分にかかるタクシー代等の補てんを市民にしているのか」との質疑に対し、「山口市への火葬代は負担しておりますが、市民に対し運送代の補てんはしておりません」との答弁がございました。

これに対し、「他市での火葬となると、遺族にとっては、何の瑕疵もなく、タクシー、バス代等の交通費がかかるので、交通費の補てんについて検討していただきたい」との意

見がございました。

次に、産業建設委員会所管につきまして御報告申し上げます。

主な質疑につきましては、「商店街に多額の公共投資をし、イベントを開催しても、集客は一過性のもので、しかも店舗を構えている人たちの利益には余りなっていない。各店舗が独立して経営できる体制をつくることや、補助金を増額し、テナントを誘致すること等も必要であるとするが、どうか」との質疑に対し、「イベントでの集客は確かに一過性のものでございますが、そのことがすぐに商売につながらないとしても、まずは商店街に来ていただくことが必要と考えております。

また、これから高齢化社会を迎えますが、なりわいを目的とするのではなく、高齢者の方が楽しんで商売される場をつくるなど、新たな政策も必要と考えており、テナントの誘致や補助金の増額等も含め、今後とも防府商工会議所と連携し、取り組んでまいりたい」との答弁がございました。

また、「中高年齢労働者福祉センター（サンライフ）は、シルバー人材センターに指定管理者として管理運営業務を委託し、利用料金制をとっているとのことであるが、運営管理委託料のほかに、もうけた分もシルバー人材センターの収入となるなら、払わなくてもいい委託料を払うことになるのではないか」との質疑に対し、「シルバー人材センターは、当初、指定管理をする仕様書の中で示した最低金額で応じていただいております、市としては妥当と判断しております」との答弁がございました。

また、「平成23年度までの国の補助メニューであるふるさと雇用再生事業により実施した若者自立支援事業は、大きな成果が出ている。今後、市としての補助メニューを考えているのか」との質疑に対し、「現在、市の単独事業としては考えておりませんが、有効求人倍率が低い状況下、この事業の成果は非常に高いものがございますので、国の補助事業により、事業を継続できないか検討したいと考えております」との答弁がございました。

また、「昨年度、カーブミラーは18カ所、防護柵は6カ所設置したとのことであるが、要望を含めて設置が必要であったのは何カ所か」との質疑に対し、「防護柵は要望があった6カ所について、全部に設置しております。カーブミラーについては、平成22年度は前年度から積み残しも含め41カ所の要望がありまして、限られた予算の中ですべてに設置するには至っておりません」との答弁がございました。

続きまして、江良農地外災害復旧事業についての主な質疑等につきましては、「提出された工事検査調書によると、畦畔及びのり面の転圧や石れきの処理等、田として重要な項目にチェックが入っていないのはなぜか」との質疑に対し、「チェックを入れているのは、出来形が十分に

できている場合です」との答弁がございました。

また、「工事完了後、現地を視察したが、田には空き缶等のごみ、また不陸もあり、だれが見ても文書で改善指示を出す必要があったと思うが、どうか」との質疑に対し、「きちんとした改善指示の規定はございませんが、監督員の指示に従い、ある程度設計どおり施工されたものと判断したため、文書は出さなかったものと考えております」との答弁がございました。

また、「数回の工期延長のうち、3月30日を31日に延期した件については、業者の責任で30日までに工事が完成しなかったにもかかわらず、違約金を取らなかったのはなぜか」との質疑に対し、「3月30日には工事を完了するよう徹底した指導を行い、業者のほうも努力されましたが、やむを得ず1日の工期延長となったものです。変更契約後、工期内には完成しており、損害金の支払いは必要ないと判断したもので、これについては顧問弁護士とも協議済みでございます。

また、市の都合により5月から10月までの工事を中止したことによる請負業者への影響にも配慮し、ある程度工期延長を認める必要もあったと考えております」との答弁がございました。

続きまして、各特別会計決算の主な質疑、要望でございますが、まず、競輪事業特別会計決算の審査の過程におきまして、「競輪施設は老朽化が著しいが、施設の整備計画はあるのか。また、耐震度はどうか」との質疑に対して、「特にメインスタンドは老朽化が著しく、できるだけ早い時期に耐震診断を実施しなければならないと思っています。その結果を踏まえた上で、施設整備を検討したいと考えております」との答弁がございました。

これに対して、「競輪のファンも高齢化が進んでいるので、バリアフリーも含めて、施設整備について、今後、検討していただきたい」との要望がございました。

次に、国民健康保険事業特別会計決算については、「防府市の国保料は県内では高いほうと言われるが、実質収支の約6億6,000万円と、基金の約3億5,000万円を合わせれば、約10億円であり、国民健康保険事業は余裕があるのではないか」との質疑に対して、「毎年、療養給付費は伸びておりますが、保険料収入は減少しております。さらに、国・県及び社会保険診療報酬支払基金からも補助金・交付金は概算で交付されているため、翌年度に精算があり、繰越金から返還することになります。

また、基金につきましては、医療給付の5%、予備費につきましては3%を確保するよう国から指導があり、しかも不測の事態に備える必要があるため、余裕ある財政状況ではありません」との答弁がありました。

次に、索道事業特別会計決算については、「ロープウェイの利用者及び運賃収入は年々

減少傾向にあり、一昨年の災害があった年と比較しても、利用者数は4,000人も減少している。索道事業のあり方については、以前から検討委員会等で協議されてきたが、存廃について真剣に考えるべきではないか」。また、「今後は膨大な額のメンテナンス費用もかかり、一般会計の繰入金だけでは経営できなくなる。たくさんの人に利用してほしいからと割引券を多数発行するのも問題で、やはり収益性を重視し、改善してほしい。ぜひもう一度検討協議会について考えていただきたい」との意見、要望がございました。

次に、公共下水道事業特別会計決算の審査の過程におきまして、「公共下水道事業は、人口が密集している地域にはほぼ行き届きつつあり、今後も継続して建設していくとのことであるが、長期的に見ると、今後、公債費や建設事業費は減ってくるが、維持管理費は膨大となる。23年度から企業会計となったが、このあたりで打ちどめをし、合併浄化槽対応等を考えていく時期に来ているのではないか」との質疑に対し、「公共下水道事業というのは市街化区域においての下水道化であり、市街化区域を越えて広げることは当面ございません。したがって、市街化区域内で残っております富海、西浦、大道地区について、平成30年を目標に公共下水道の整備を図りたいと考えております。その後は、建設に伴う費用は減少してまいりますので、経営的な面では安定すると考えております」との答弁がございました。

次に、駐車場事業特別会計の決算についてですが、「22年度決算は赤字となっているが、今後、赤字が続くようになると、駐車場の存続についても考えていく必要があるが、どのように考えているのか」との質疑に対して、「難しい問題でございますので、財政当局等と協議し、今後、検討してまいりたいと考えております」との答弁がございました。

次に、介護保険事業特別会計の決算についてですが、「施設介護サービス給付費で、介護療養型医療施設利用件数が減少している要因は何か」との質疑に対し、「介護療養病床を平成23年度末までに廃止・転換するという国の方針により転換が進み、平成21年度末で151床から91床に減少したことが主な要因となっております」との答弁がございました。

なお、と場事業、青果市場事業、同和地区住宅資金貸付事業、交通災害共済事業、老人保健事業、後期高齢者医療事業の各特別会計決算につきましては、特に御報告申し上げる質疑等はございませんでした。

以上の質疑等を踏まえ、委員の意見として、まず、「公平委員等の行政委員の報酬については、県も日額化したし、裁判の結果もあり、全国的にも日額化が進んでおり、早急に日額化を検討すること」、「防災行政無線については、風の影響を受けやすく、屋外では聞こえにくい等の問題もあり、また増設経費や年間の保守点検も高額であることから、聞

こえにくい地域においては、防災ラジオの無償配布等による情報の伝達方法への変更も検討すること」、また、「主要な施策の成果報告書については改善され、かなり見やすくなったが、実績についてもう少し詳しく記載してほしい」「多額の剰余金が出ている中では、予算編成、予算執行方法についてよく検討すること」、次に、「福祉タクシーチケットの売買が事実であれば、早い時期に対策を講じる必要があること」「12月には、その年度の収支見込みも可能と思われ、新年度当初予算への繰越剰余金の目途も立つことから、多額の不用額が見込まれる場合には、小・中学校の耐震化等の繰上施工ができるように不用額の精査をしていただきたい」「駐車場事業特別会計では、競争の激しい民間の駐車場ができて、利用者が減少しており、将来に向けて事業の整理をすべきと考える」、次に、「指定管理者制度については、今後どういうふうな形で推移していくのか注視していく必要があること」「住民の要望の多い、単市土地改良事業やカーブミラーの設置などの予算は十分ではなく、その一方で多額の不用額を出している。市民生活に直接影響を与えるものについては、できるだけこたえる形の予算組みをしていただきたいこと」「江良農地外災害復旧事業については、3月31日で工事完了とのことだが、4月1日以降、現地を調査した際には、田に不陸もあり、地権者にきちんと工事の説明がされていない。また、何度も工期延長がなされているが、その理由には疑問を感じざるを得ないこと」、次に、「公共下水道事業について、受益者負担を徴収しながら、敷設が進まない箇所については改善すべきであること」「人口が減っている富海や大道地区への公共下水道の敷設については、公営企業会計になったことでもあり、費用対効果を考えていくべきであること」との意見がございました。

審査を尽くしたところで、認定についてお諮りいたしましたところ、一般会計においては、「江良農地の災害復旧について、工事が完成していないと思われるにもかかわらず、完成したと強弁していること」「3月30日に一部の水路工が完成したが、完成写真もいまま3月31日に埋め戻したため、工事検査官が現地検査もできない状況を招いており、こういう行政の姿勢を見過ごすと、また同じことが起きる可能性があること」「7月に現場を見て、説明を聞く中で、工事が適正になされたとは思えないが、行政はそれを取り繕っていること」、次に、「災害土砂処理委託について、大幅な工期延長がなされているが、それに対する違約金が請求されていないこと」、また、「昨年10月の臨時議会における災害土砂分別・運搬業務委託契約の厳正な遵守を求める決議が無視されていること」、次に、「指定管理者制度について、ソルトアリーナは民間企業の利益となっているのではないかと心配されること」、また、「職員を減らし、人件費を削る一方、指定管理者制度により、外部へ仕事を流し、市民サービスが低下していること」「不用額

17億4,000万円については、住民のニーズを正確に把握しておらず、それに見合う財政の裏づけがされていないこと」「予算の時点で反対討論をしているものがあること」などの反対意見がございました。

また、「災害土砂については執行部は努力しているが、いろいろ問題点がある。それについては反省し、直していくべきだが、全体的に要望したこともやってもらっていること」「江良農地について、疑義が残る面はあるが、悪意があったとは思えず、これをもって決算全体を不承認するというのはどうかと思うこと」などの賛成意見がございました。

また、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計については、当初予算で反対しており、そのまま執行されていることから承認できないとの反対意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成少数により不承認とした次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、討論を求めます。ありませんか。4番、山根議員。

○4番（山根 祐二君） 認定第1号平成22年度一般・特別会計決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

決算特別委員会で議論となりました江良農地災害復旧事業につきましては、工期の延長や完了検査のあり方について、問題を感じますので、今後、発注した工事の進捗等には特に注意を払い、事業を執行していただきますよう指摘をいたします。

しかしながら、22年度決算全体につきましては、火災警報器設置助成事業拡充、また子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種の実施、小学校周辺カラー舗装拡充、特定健康診査項目の拡充など、我々公明党会派の要望した事業を執行していただいていること、あるいは、平成21年度豪雨災害を検証し、防災業務関係費の執行をしていること等、全体的に市民生活の安心・安全のため取り組まれております。

したがって、22年度一般・特別会計決算について賛成をいたします。

○議長（行重 延昭君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 認定第1号平成22年度決算の認定については、反対の立場から討論をいたします。

一般会計については、予算審議の際に申し上げましたが、行政改革の中で民間委託が進

められ、全体として問題のある予算であり、それがそのまま執行されたということ、を、まず申し上げます。

内容としては、小学校給食の民間委託がありますが、当該年度としては牟礼地区の保護者を中心に、約3,000筆を超える委託見直しを求める署名が出されていたにもかかわらず、これが実施をされました。市民の目線に立って市民満足度を向上させるということで、市は行政経営品質向上に努められておられるようですが、これでは逆に市民満足度を低下させているのではないかとわざるを得ません。

このほか、図書館の窓口業務委託についても、市民から不満の声が多数出されていることも指摘させていただきます。

また、徴税の督促を民間業者にコールセンターとして委託しておりますが、個人情報の点、緊急雇用の補助金の支出の仕方として好ましくないというふうに申し上げます。

このほか、事業の実施において、まず江良農地の災害復旧については、7月に私も現地を見ましたが、とても工事が適正になされたとは思われない状況でありました。

しかし、行政はそれを認めなくて、取り繕おうとしております。こういった行政の姿勢を見過ごすことは、行政の内部統制が不十分であると申し上げざるを得ません。

また、昨年、議会の100条委員会において問題となった災害土砂処理については、昨年10月臨時議会において、災害土砂分別・運搬業務委託契約の厳正な遵守を求める決議が議決されているにもかかわらず、これに反する形で業務延長の申請を認めたこと、契約の解除や損害賠償について、契約に明確に定めているにもかかわらず、それを求めなかったことなど、問題があります。

また、一般会計として実質収支19億9,000万円、単年度収支9億8,000万円、実質単年度収支10億3,000万円という金額が出されております。これだけの黒字が出るのであれば、もっと市民のさまざまな要望にこたえることができたにもかかわらず、それを実行されなかったとわざるを得ません。

さらに、特別会計のうち国民健康保険については、予算審議で述べているように、一般会計からの繰入を増やして、高い保険料の軽減を図るべきであったこと。

予算議決後に専決処分された基礎賦課額を47万円から50万円に3万円増額。後期高齢者支援分を12万から13万円の1万円増額。合わせて4万円の賦課額増をしており、これも問題があります。

また、介護保険特別会計は予算審議で申し上げたように、国、自治体の福祉関係予算を介護保険料という形で住民に負担を求めるものであり、認められないものであります。

さらに、後期高齢者医療制度は、予算審議でも申し上げたように、収入の少ない高齢者

にとって保険料が過剰な負担になること、国民健康保険のような自治体独自で減免ができないことなど、多くの問題があります。

以上、反対の立場から討論をいたしました。

○議長（行重 延昭君） 25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） 決算につきましては、賛成の立場で討論させていただきます。

平成22年度の決算におきまして、多くの内容の中で土砂災害の処理についていろいろ語られております。土砂災害に振り回された感がございます。その土砂の処理につきまして、私の思いの中では、現場で処理しておけば、年度末にはこのような問題は起こらなかったのではないかと思います。

業者の立場で考えますと、工事というものは請け負ってから工程を組む、こういう流れの中で、特に災害のような場合に、急にたくさん仕事をいただいても、それは賄いきれない。こういう情勢の中で、行政と業者とが一体となって処理すべきだというふうに私は思います。今回のような長期間による延期、延期ということになりますと、工程については非常に難しい状況であると。

こういう立場から考えますと、ある程度の歩み寄りが必要ではないかなというふうに思います。請負を躊躇するようなことになりますと、大きな災害が起こったときには、業者の協力を得られなくなる、このようなおそれがあるので、ある程度の協調性は必要であると、かように思います。

また、その他、決算におきまして余剰金が出たと、こういうふうに言われますが、単年度会計で考えれば、なるほどそうかもわかりませんが、今からの企業会計制度を考えますと、少しは繰越金というものをやっていかなければならない、このような長期的展望でいけば、非常に立派ではないかと、かように思います。

その他事業につきましては、了として、賛成の立場で討論させていただきました。

○議長（行重 延昭君） 6番、木村議員。

○6番（木村 一彦君） ただいま議題となっております平成22年度決算の認定につきましては、一般会計決算及び特別会計決算のうち、国民健康保険事業特別会計決算を認定しがたい旨、討論いたします。

まず、一般会計につきましては、第一に公正とは言いがたい不透明な支出がなされている点で、認定しがたいものであります。

株式会社維新との間で結ばれた平成21年7月の豪雨に起因する災害土砂処理業務委託契約は、平成22年3月12日から同年11月1日までの契約期間であったにもかかわらず、降雨日数が多かったこと、土質が当初の予想と違っていたことなどを理由に、平成

23年2月18日まで大幅に延長されました。

平成22年10月29日の市議会決議にあるとおり、これが認められるものでないことは明らかであります。

また、有限会社ナカハラとの間で結ばれた江良農地外災害復旧工事契約は、工期が平成23年3月31日までとなっていたにもかかわらず、この期限内に完全な復旧がなされていないことは、産業建設委員会の調査等によっても明らかであります。

第2に、適切な財政運営がなされているとは言いがたい点で、この決算は認定しがたいものであります。

平成22年度一般会計は、歳入歳出差引額で22億7,200万円余りの黒字、前年からの繰越財源を差し引いた実質収入は、19億9,800万円余りの黒字と、大幅な歳入超過となっております。

一般家庭の家計と違いまして、自治体の財政は黒字が大きければ大きいほどよいというものではありません。これほど巨額の黒字を出しているということは、必要以上の歳入を図った結果であるか、もしくはやるべき仕事をやらなかった結果であるかのどちらかだと言わなければなりません。

後者に関して言えば、今年度の不用額が17億4,000万円余りの巨額にのぼっていることが、そのことを裏づけているのではないのでしょうか。

この間、行政改革の名によって職員数を大幅に減らし、人件費を削減しておりますが、一方では委託料の増加によって物件費が毎年高騰しております。安易な業務委託は、市職員が本来持っている技術やノウハウを、いたずらに民間に流出させ、自治体としての力や独自性を弱めることにほかならず、財政面でのメリット、デメリットも含めて、この点は大いに検討する必要があると考えます。

第3に、市立保育所の民間移管や小学校給食の民間委託、祝祭日のごみ収集廃止等々、当初予算で反対した施策がそのまま執行されてる点で、認定しがたいものであります。

次に、特別会計では、国民健康保険事業特別会計決算は、当初予算で反対したとおり、保険料がほとんどの所得階層で所得の1割を超える大変重い負担になっており、県内13市の中でも高い保険料となっている。

しかも、その上に、この年度からは賦課限度額が4万円も引き上げられ、市民の負担は耐えがたいものとなっております。

よって、この決算も認定しがたいものであります。

以上、討論いたします。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。2番、土井議員。

○ 2 番（土井 章君） 決算には承認しがたい立場から、討論をさせていただきます。

先ほど田中敏靖議員が、工期を防府市の都合で延ばしたからしょうがないんだというような討論がありました。じゃあ、ほかの業者はどうなのかと。この業者だけがこういう状態を起こしてるということを、まず指摘をしておかなければならないと思います。それでないと、真面目に一生懸命やったほかの業者に対して申しわけが立たないのでございます。

それから、もう一点は完成検査のあり方です。市の完成検査のあり方について、指摘をしておかなければなりません。私は4月の中旬に、市の職員も立ち会いの上、数人の議員と現場を見せていただきましたが、そこは災害復旧がなされてはいないと思われる部分がありました。それを委員会で質疑をしましたところ、3月30日に完成をしたと。

そして、3月31日、翌日ですが、翌日にまたもとの状態、復旧の以前の状態に戻したと。そして、その日の5時過ぎに完成検査を市の職員が行ったと。その上、その部分について完成写真はありませんと、真面目に工事をしておられる方にとって、それはどういう意味を持つんでしょうか。とても理解できるものではありません。

せめて完成写真を撮るなり、欲を言えば、――当たり前のことかもしれませんが、31日に埋め戻しをしなくても、4月1日以降に埋め戻しをすればいいことなんです。完成検査を受けた後に埋め戻しをすればいいことです。

加えて、その埋め戻した理由が、田に耕土が足りないので、業者が耕土を搬入するために重機を入れなければならないと。だから、埋め戻しをしたと。ということは、逆に言えばちゃんと田に戻ってないと言わざるを得ません。このことを市民の人、あるいは業者の、他の真面目な業者の方はどう受けとめられるのか、改めに市民に問うてみたいというような思いもしております。

そして、もう一点は繰越についてですが、少なくとも一般会計で20億円に近い繰越金を出しております。

一方では、決算委員会でも問題になりましたが、単市土地改良など、市民の要望にこたえられていない事業が多々ありました。それは3月31日まで、どの程度の市民の需要があるかわからない事業もあります。私は、少なくとも工事請負等で入札を執行したものについて、入札残が生じた場合は、すぐ次の議会で減額補正をして、そして市民の要望にこたえられる事業に振りかえて使用するというような考え方がなければならないというふうに思っております。

以上のことから、決算認定には不承認とする立場での討論をさせていただきました。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件に対する委員長報告は不承認であり、反対の意見もありますので、原案について起立による採決といたします。

認定第1号については、原案のとおりこれを認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、認定第1号につきましては、認定されませんでした。

認定第2号平成22年度防府市水道事業決算の認定について

（水道事業決算特別委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 認定第2号を議題といたします。

本件については、水道事業決算特別委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。山田特別委員長。

〔水道事業決算特別委員長 山田 耕治君 登壇〕

○12番（山田 耕治君） 認定第2号平成22年度防府市水道事業決算の認定につきまして、去る9月6日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

本決算につきましては、さきに監査委員から審査意見書が提出されておりますが、委員会といたしましては、執行部からの参考資料により説明を受け、審査を行ったものでございます。

初めに、水道事業会計決算について、審査の過程における質疑等の主なものを申し上げます。

「水道管の法定耐用年数は40年とされるが、これは会計処理上のものであって、使用可能な年数ではないものと言われている。市内には40年以上たった管はどの程度残っているのか」との質疑に対し、「平成22年度で、法定耐用年数を越えた管は49.5キロメートル、管路率はおおむね8.5%でございます。法定耐用年数については、一般的に40年と言われてはおりますが、全国でも70から80年使用しているところもございません。

また、最近では、100年、使用可能な鑄鉄管も出てきており、当市においても、現在はこの鑄鉄管とともに100年は耐えられるとの実験結果が出ているポリエチレン管を使用しております」との答弁がございました。

また、「石綿セメント管の布設替工事について、残りが約2,200メートルというこ

とだが、何年度に完成する計画か」との質疑に対し、「石綿セメント管の布設替工事は、富海地区が主なところで、平成24年度をめどに完了させたいと考えております」との答弁がございました。

また、「水道管の耐震性に力を入れていくべきと思うが、当市の耐震水道管の割合はどうか。また、今後の取り組みについてはどう考えているか」との質疑に対して、当市の水道管の耐震化率は、基幹管路で36.2%、配水池についても85.2%であり、かなり耐震化は進んでいる状況です。

管路全体では8%弱でございますが、レベル2地震動、震度6強において被害想定したところでは、断水率は40%であり、耐震化率は低いものの、安全度は高いという結果が出ております。

また、現在はすべて耐震性のある管路を使用しており、耐震化率は徐々に上がってくるものと思います」との答弁がございました。

また、「水道普及率は91.8%ということだが、未給水地域及び戸数はどのくらいか」との質疑に対して、「未給水戸数は市全体では8,000戸弱でございます。地域別では富海、戸田山、脇地区、牟礼、上坂本、上敷山地区、大道、切畑地区、上右田、新町から和田峪地区、小野地区で、その他では、本管は入っているものの、枝管の引き込みがない地区がございます」との答弁がございました。

また、「水道ビジョンでは、水道普及率を今後10年かけて94.4%にするとあるが、良質な地下水に恵まれている地区もある中で、今後、どのように進めていくのか」との質疑に対して、「上右田地区、小野地区については地下水が豊富であるという地域的要因もあり、全く水道は入っていない状態です。しかしながら、一昨年の災害の影響もありまして、水道管を引いてほしいという要望が出ました。上右田地区においては、5年計画で和田峪まで本管布設を進めてまいります。

小野地区においては、今のところ要望は出ておりませんし、膨大な面積のため、ポンプ所等の新設の問題もございますので、今後、地元からの要望が出てきた段階で検討してまいります」との答弁がございました。

また、「有収水量率がアップした要因として、漏水量の減少が上げられるとのことだが、公道の場合の漏水調査はどのように進めたのか。また、漏水調査の業務委託先については、毎年同じ業者と契約されているが、どういう理由からか」との質疑に対して、「平成22年度は宮市、右田地区を重点的に、その他では漏水多発地区について調査し、漏水防止に努めました。また、漏水調査業務委託は、洗管業務もあわせて行っていますが、この洗管業務については、弁の操作のノウハウ等、特殊な技術を必要としますため、随意によ

る契約をしております」との答弁がございました。

これに対し、漏水調査については、「同種の業者が全国的に数社あるのであれば、競争性、公平性、透明性という観点から、競争入札ということは不可能なのか」との質疑に対して、「同種の業者の漏水調査の能力については不安が残ります。競争入札は不可能ではないと考えますが、今後の業者選定の際には、慎重に調査し、検討してまいりたい」との答弁がございました。

さらに、「企業債残高は平成22年度末で112億円、自己資本構成比率も48.1%と、前年度よりも改善されている。水道ビジョンでは、企業債残高を10年かけて105億円までにするということであるが、県内の平均は81億円であり、企業債の負担は大変なものである。

今後は節水意識の高まりや、老朽管等の施設改良の問題もある中、具体的にどう企業債残高を減らしていくのか」との質疑に対して、「今後ともできるだけ企業債の借入額を企業債の償還額以内に抑え、事業を進めてまいりたいと考えております」との答弁がございました。

次に、工業用水道事業会計決算につきましては、執行部の説明を了とし、御報告申し上げる事項はございませんでした。

審査を尽くしたところで、認定についてお諮りいたしましたところ、「当初予算の審査の際に反対した水道施設運転管理等業務委託の予算が執行されているので、決算の認定には反対する」との意見がございましたので、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり承認した次第でございます。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、討論を求めます。7番、山本久江議員。

○7番（山本 久江君） ただいま議題となっております認定第2号平成22年度防府市水道事業決算の認定につきましては、反対の立場を表明いたします。

平成22年度の水道事業は、スタートいたしました防府市水道ビジョンに基づきまして、市民に安心・安全な水を供給できるようにと努力もされております。そして、現状では各数値が示すとおり、安定した経営がなされております。

しかし、水需要の減少傾向、また減ってはいるものの、依然として多い企業債残高、また、老朽化いたしました施設の維持補修など、将来への課題も多い状況となっております。

このたびの決算では、予算審議の際に反対をいたしましたけれども、平日夜間、土日、

祝日等の水道施設運転管理に関する業務や、料金関係を含めた全般的な窓口業務が、世界的な規模でウォータービジネスを展開しております企業に委託をされております。文字どおり、水道は市民の命に直結するライフラインでありまして、当然これは市が直接責任を持って管理・運営がなされるべきものと私ども考えております。

予算に反対をいたしました内容がそのまま執行されておりますので、本決算は認定しがたいという態度を表明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 同じような趣旨になりますけれども、認定第2号の水道事業決算につきましては、賛成しがたい旨、態度表明いたします。

予算審議の際に申し上げましたけれども、平日夜間、土日等の通常勤務時間以外の水道施設運転管理業務等が実施をされております。

水道事業は、市民の健康や衛生的な生活環境を保障するライフラインとして、地域社会における重要な社会的基盤施設であり、安心・安全で正常な水を供給することは行政の責務であります。これを委託するというものであり、反対の立場を表明いたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

認定第2号については、委員長報告のとおりこれを認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、認定第2号については、原案のとおり認定することに決しました。

議案第56号平成23年度防府市一般会計補正予算（第6号）

（各常任委員会委員長報告）

議案第57号平成23年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

（総務委員会委員長報告）

議案第54号防府市暴力団排除条例の制定について

議案第58号平成23年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第59号平成23年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議案第60号平成23年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 6 1 号平成 2 3 年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 2 号平成 2 3 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 3 号平成 2 3 年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

（以上教育民生委員会委員長報告）

議案第 6 4 号平成 2 3 年度防府市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（産業建設委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第 5 4 号及び議案第 5 6 号から議案第 6 4 号までの 1 0 議案を一括議題といたします。

まず、関係各常任委員会に付託されておりました議案第 5 6 号及び総務委員会に付託されておりました議案第 5 7 号について、総務委員長の報告を求めます。三原総務委員長。

〔総務委員長 三原 昭治君 登壇〕

○1 4 番（三原 昭治君） さきの本会議におきまして各常任委員会に付託となりました議案第 5 6 号中、所管事項及び総務委員会に付託となりました議案第 5 7 号につきまして、去る 9 月 1 5 日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第 5 6 号平成 2 3 年度防府市一般会計補正予算（第 6 号）中、総務委員会所管事項について、審査の過程における質疑の主なものを申し上げますと、「不当要求行為等防止対策委員会の設置時期及び開催状況、内容はどうなっているのか。また、今後どのような開催を予定しているのか」との質疑に対し、「平成 1 6 年度に要綱を制定し、平成 1 7 年度から昨年度までは、年度初めに 1 回開催し、不当要求と思われる前年度の案件についての内容や対応の報告を受けております。

なお、今年度は 5 月、8 月と、2 回開催し、本委員会を実効性のある組織へと充実させていくことを決定したところです。今後は、毎月 1 回程度、弁護士の方 2 名をお呼びし、開催したいと考えております」との答弁がございました。

また、「なぜ専門員として弁護士が必要か。弁護士はだれを想定して、どういう役割を期待しているのか」との質疑に対し、「不当要求行為と総合的に判断するには、法律的知識も必要としますし、その場面ごとに対応しなければなりません。不当要求行為の実態把握、即応性も求められますので、顧問弁護士とも相談し、十数年前に起こった 5 項目問題でお世話になった山口市の弁護士法人を考えております。

弁護士の方には、収集した資料について分析していただいたり、場合によっては、直接、不当要求行為者に対応していただくことも考えております。また、職員そのものの意識改革をしなければならない問題と考えておりますので、委員会に弁護士の方に出席していた

だき、御助言、御指導等をいただくことにより、職員の知識と対応力の向上を図りたいと考えております」との答弁がございました。

これに対して、「直接対応してもらおう予算は組んでいるのか」との質疑に対し、「この報酬、旅費の範囲内で行っていただくと考えております」との答弁がございました。

また、「不当要求行為に対して、市役所あるいはこの委員会をどのようにしたいのか」との質疑に対して、「若手職員からも、どうかしなくてはならないという声が上がっているので、この機をとらえて組織体制を見直すとともに、若手職員を対策委員会に参加させ、持続的な組織にしていきたいと思っております」との答弁がございました。

そのほか、「第二次耐震診断については取り崩す、あるいは建て替え予定のものについては不要ではないか。まだ第二次耐震診断後の整備計画を早急に立てるべきである」との意見がございました。

審査を尽くしましたところ、修正案が提出されました。その内容につきましては、2款総務費1項総務管理費2,870万3,000円のうち、不当要求行為等防止対策検討委員会専門員に係る26万3,000円を減額し、その相当額を14款予備費1項予備費に増額するものでございます。

修正案の提案理由としまして、「本委員会に弁護士を専門員として入れても、不当要求等を行う者がいなくなる保証は全くなく、顧問弁護士に相談に行けば済むので、当面見送って、市幹部職員が前面に出て、職員を擁護すべきである」とのことです。

修正案についてお諮りしましたところ、「不当要求行為かどうか、はっきりさせて、もろもろの問題に迅速に対応するのもやむを得ない。過去の経験を生かしきれず、組織的な対応ができていないのは残念だが、これから組織改善を図るということであり、修正案に反対、原案に賛成する」というものや、「増え続けるさまざまな要求に対して、市職員が毅然とした対応をしていくこと、さらに管理職以上が責任ある職務を遂行して、これらの問題に先頭に立って立ち向かうのは当然のこと、これまでは足りない面もあったと思われるが、だからといって、今回、委員会の組織体制を見直して、これらの問題に対処するため、弁護士を入れて頑張っていこうという姿勢が見られる中で、弁護士を入れることに反対ということにはならない。職員が対応に苦慮しており、市民の利益にもかかわることであり、当面一歩進めなくてはならない。過去の苦い経験を繰り返さないためにも、修正案に反対、原案に賛成する」というもの、また、「部下を守るという姿勢を課長以上はもっととるべきで、反省すべきは反省して、意識改革、自己改革を進めてほしい。効果のほどは未知数だが、あらゆる手段を使ってこの問題に対応してほしいことから、修正案に反対、原案に賛成する」というものがございました。

一方、修正案に賛成、原案に反対の意見として、「現場で頑張っている職員が対応できずにいるところから出た問題だ。何か起きたときに、山口市の弁護士法人では即時対応はできないのではないか。また、こういう問題は、警察や顧問弁護士に相談したりすればよく、顧問弁護士の方がいくら忙しいといっても、この事務所にはほかにも弁護士の方がいらっしゃるので、十分に対応できるのではないか。防府市でもマニュアルをつくっているが、組織を挙げての対応・解決ができていない。弁護士に任せておけば大丈夫という安易な考えには賛成できない」というものがございました。

挙手による採決の結果、賛成少数により修正案を不承認にした次第でございます。

次に、原案についてお諮りしましたところ、全員異議なく承認した次第でございます。

次に、議案第57号平成23年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、特に御報告申し上げる質疑等もなく、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、付託案件以外の質問についてでございますが、これにつきましては、去る9月27日、委員会を開催しましたので、御報告申し上げます。

まず、「外郭団体の交通事故に対する懲罰規定はどうなっているのか」との質疑に対し、「詳細は把握していませんが、規定が不備な団体については、整備するようにお願いしてまいります」との答弁がございました。

また、「新たな地域コミュニティ組織の構築は強制ではないということだが、従前の組織のままでいるところに対する補助金はどうなるか」との質疑に対し、「新たな地域コミュニティ組織を立ち上げない自治会に対する補助金は、一括交付金でなく従前どおりの補助金を交付することになります」との答弁がございました。

「売却済JR防府駅みなとぐち広場用地については、一旦市が買い戻すべきである。その後、高度利用を図る企業に売却することによって、にぎわいの創出を図るべきだ」との意見がございました。

このほか、「公共施設の喫煙者への対応について」、「山頭火ふるさと館について」、「防災ラジオについて」、「市職員の退職について」、「防犯灯について」、「自主防災組織について」、「企業立地の推進について」、「野島地区の活性化支援について」、「防災行政無線について」、「災害時避難場所について」などの発言や要望がありました。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、関係各常任委員会に付託されておりました議案第56号及び教育民生委員会に付託されておりました議案第54号並びに議案第58号から議案第63号までについて、教育民生委員長の報告を求めます。弘中教育民生委員長。

〔教育民生委員長 弘中 正俊君 登壇〕

○15番（弘中 正俊君） ただいま議題となっております議案第54号防府市暴力団排除条例の制定について及び議案第56号平成23年度防府市一般会計補正予算並びに特別会計補正予算、議案第58号から議案63号までの計8議案中、教育民生委員会の所管事項につきまして、去る9月15日及び9月27日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第54号の防府市暴力団排除条例の制定について、その結果と経緯について御報告申し上げます。

審査の過程における主な質疑等につきましては、「山口県の条例には、暴力団等の定義があるが、市の条例案でその定義が省かれたのはなぜか」との質疑に対し、「県条例での暴力団等の定義は、暴力団員のほか、暴力団員でなくなった日から5年に満たない者すべてを排除するものでありますが、暴力団を脱退して5年に満たない者まで対象にすると、真面目に更生されている人まで排除することになり、問題があるとの考えから、暴力団員等の定義を省いております」との答弁がございました。

また、「第6条のその他の必要な措置について、逐条解説で解除権の設定が書かれているが、入札後や契約後に暴力団関係業者であることが判明した場合の解除権の設定は、重要な部分であると考えられるので、本条例案に明記すべきではないか」との質疑に対し、「本市の場合、入札関連の規則や要綱だけでなく、市営住宅設置及び管理条例では、入居の途中解除も定められておりますが、本条例で解除権の設定を明記しますと、他部局での関連要綱にも漏れがないようにする必要がございます。

また、今後、新たな要綱等の制定時や既存の要綱等の改正時には、その都度条例改正等が必要となり、年4回の議会に諮ることになりますと、タイムラグが生じますので、本条例案では、その他の必要な措置ということで対応させていただきたいと考えております」との答弁がございました。

また、「自治基本条例の趣旨からして、本条例案で市民の定義が明確にされていれば、本条例案と自治基本条例の定義が異なっても問題はないと思われませんが、本条例案に市民の定義が明記されていないので、問題があると考えますがどうか」との質疑に対し、「自治基本条例が、市民と市民等とを区別して定義しているのは、市民と市民等の位置づけが権利と責務が明確に相違することから、その根拠があると考えております。

一方、本条例案の市民は、市内に住所を有する者のほか、市外からの通勤者や通学者等、市内における滞在者も含め、すべての者が暴力団排除に努めることを目的としておりますので、本条例案の所期の目的を達成するためにも、自治基本条例にあわせ、記述しなくて

もよいと考えて上程させていただきました」との答弁がございました。

また、「第11条の第2号で、暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすることが禁止されているが、この条文では、暴力団の威力を利用しても、利益の供与をしなければよいとも読み取れるがどうか」との質疑に対し、「第11条は、利益を供与する原因となる内容を第1号から第4号まで例示し、利益供与を全面的に禁止したもので、威力の利用を肯定したものではありません。そして、第12条におきまして、改めて暴力団の威力の利用の禁止を定めております」との答弁がございました。

質疑等を終結し、「市民と事業者について、逐条解説で示されている市民と利用者を条文に入れて、明確にすべきである」との意見がございました。

審査を尽くしたところで、修正案が提出されました。この修正案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく修正案を承認いたしました次第でございます。

また、修正部分を除く原案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく承認いたしました次第でございます。

したがって、本案につきましては、お手元に配付しております修正報告書のとおり、修正の上、その他の部分については原案のとおり承認いたしました次第でございます。

続きまして、議案第56号平成23年度防府市一般会計補正予算について、審査の過程における主な質疑等につきましては、「学校給食配送業務については、一つの方法論として直営が考えられるが、直営での試算はしているのか」との質疑に対し、「人件費については正職員、臨時職員、パート職員でそれぞれ積算すると、正職員で配送した場合は、債務負担行為の中で考えている人件費の倍以上の額となります。

臨時職員で配送した場合の人件費は、年間約240万円程度、パート職員で配送した場合の人件費は、年間約700万円程度、債務負担行為で考えている人件費よりも少なくなりますが、直営で行った場合は、この人件費の減少額以上に、その他の経費がかかることから、総額では、今回、債務負担行為に計上されている金額より大きな経費となります」との答弁がございました。

また、「学校給食配送業務については、なぜ直営でできないのか」との質疑に対し、「学校給食配送業務は、開始当初から民間の配送業者に委託しており、市には、この配送業務について、実際の業務経験やノウハウがありません。

仮に直営とした場合は、配送車両を給食センターに置くこととなりますが、給食センターは夜間、無人となるため、セキュリティの問題があり、監視カメラの設置などが必要で、運転手等の詰所やロッカー等の備品も必要となります。

また、給食配送車の運行管理、整備等の業務や労務管理を行うこととなりますので、担

当する職員の増員が必要で、さらにさまざまな多くの経費がかかることとなります。

したがって、業務経験やノウハウがないこと、また人員、経費の面とともに、現在まで、民間業者は何らの問題もなく、学校給食配送業務を実施していることから、直営ではなく、今までと同様の民間委託を考えています」との答弁がございました。

これに関連し、「市職員ではなく、パート職員を雇用して実施した場合には、5年で3,500万円の減額ができるとの試算から、車の運行管理については正職員ではなく、専門の嘱託職員を採用して管理し、車の駐車場もプレハブの車庫で対応すれば、直営でも十分可能と考えられる」との意見がございました。

また、「学校給食センターの一日の配送業務内容はどうなっているのか」との質疑に対し、「7時30分に車両点検などの準備を始め、8時30分ごろ各中学校へ食器を配送、その後、給食センターに戻り、再度11時前後に給食センターから各中学校へ食缶コンテナを配送しております。

給食終了後、各中学校の食器、食缶コンテナの回収作業が14時30分ごろ終了し、その後、事務所に帰り清掃、運行チェック、データの提出等を行い、15時10分ごろに業務終了となっております」との答弁がございました。

これに関連し、「11時ごろに給食センターから各中学校へ食缶コンテナを配送しているが、給食ができて、給食を食べるまでに1時間30分程度かかっている。11時からの配送時間をおくらせて配送すれば、給食の調理から給食を食べるまでの時間と、配送業務時間の短縮にもつながり、ぜひお願いしたい」との要望がございました。

また、「来年4月に配送業務がスタートできることが大原則であり、業務委託により安心・安定した運行管理、人員確保ができると考えているが、直営になった場合は、統括する部署、事故が起きた場合の責任の所在はどこにあるのか」との質疑に対し、「仮に、直営で実施する場合の統括部署は、教育委員会の学校教育課と考えており、事故が起こった場合には、市の責任で教育委員会に対応することとなります」との答弁がございました。

これに対して、「運行管理については人員の確保が大事で、直営により教育委員会が統括することとなると、人員配置の問題もあり、日々の給食配送の確実性の面において、リスクが大きいと考える」との意見がございました。

質疑を終結し、「学校給食の配送業務については、業務委託より直営のほうが安価と考えられ、また直営で実施できない理由が明確に示されていないため、債務負担行為を削除し、直営で実施するほうがよいと考えられる」との意見が出されました。

審査を尽くしたところで、修正案が提出され、修正案及び原案についてお諮りいたしましたところ、「直営になると、今後、短期間の間にすべて準備ができるのか問題がある。

来年4月から子どもたちに1日3,000食の給食を安心・安全な形で配送することが一番大事なことであり、債務負担行為で計上されている配送業務委託により実施することが、一番安心・安全な方法と考えられる。よって、業務委託実施の再検討をするための修正案には反対する」との意見がありましたので、修正案について挙手による採決を行った結果、賛成多数により修正案を承認いたしました次第でございます。

次に、修正部分を除く原案については、全員異議なく承認いたしました次第でございます。

したがって、本案につきましては、お手元に配付しております修正報告書のとおり修正の上、その他の部分については原案のとおり承認いたしました次第でございます。

続きまして、議案第58号平成23年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第59号平成23年度防府市同和地区住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）、議案第60号平成23年度駐車場事業特別会計補正予算（第1号）、議案第61号平成23年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）、議案第62号平成23年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第63号平成23年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、特に御報告申し上げる質疑等はありませんでした。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、当委員会といたしましては、執行部の説明を了といたしまして、全員異議なく、原案のとおり承認した次第でございます。

次に、付託案件以外の質問における主な質疑等について申し上げますと、「学校図書館の図書不足を補てんする手段として、図書館ネットワークを検討されているが、今後の計画はどうなっているのか」との質疑に対し、「今後の計画といたしましては、モデル校を選定し、学校図書館管理システムを導入、運用する中で、さまざまな課題を検証しながら、順次すべての小・中学校に導入してまいりたいと考えております。

その後に、図書館ネットワークシステムの構築に取りかかる予定としております」との答弁がございました。

以上、御報告を申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、関係各常任委員会に付託されておりました議案第56号及び産業建設委員会に付託されておりました議案第64号について、産業建設委員長の報告を求めます。

〔産業建設委員長 久保 玄爾君 登壇〕

○22番（久保 玄爾君） さきの本会議におきまして、各常任委員会に付託となりました議案第56号中、所管事項及び産業建設委員会に付託となりました議案第64号につきまして、去る9月15日委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について

て御報告申し上げます。

初めに、議案第56号平成23年度防府市一般会計補正予算中、本委員会の所管事項の審査の過程における質疑等の主なものを申し上げます。

まず、「企業誘致推進事業について、今回、用地取得奨励金が上がっているが、工場の新設があったのか。また、企業進出により市内の雇用の増員はあったのか」との質疑に対し、「今回は、既に倉庫・事務所のあった場所への移転であり、用地及び倉庫等の取得費のみで、造成費は入っておりません。また、3カ年計画で10名が新規雇用される予定です」との答弁がありました。

また、「森林環境保全直接支援事業は、「個々の森林施業に対する支援制度を抜本的に見直し、集約化により持続的な森林経営に取り組む意欲と実行力を有する者を直接支援する」とされているが、執行部の説明では、市有林の保育を目的とするとのことであり、国が示した内容と異なるが、どうか」との質疑に対し、「本年4月に森林法が改正され、来年の4月に施行される予定のため、今年度は暫定的な措置として、市有林だけの保育事業に充てております。現在、国において法改正に伴う制度の見直し等がまだ具体的に示されていないのが実情です」との答弁がありました。

また、「農地・水・環境保全向上対策事業について、地域で取り組む草刈り・浚渫等の共同活動等に対して支援するとのことだが、その補助金額はどのように算出するのか。また、地元の負担は生じるのか」との質疑に対し、「補助対象金額は、農地の面積により1ヘクタール当たりの単価に農地面積を乗じたものです。また、補助金の負担割合は、国が50%、県が25%、市が25%で、地元負担はございません」との答弁がありました。

次に、議案第64号平成23年度防府市公共下水道事業会計補正予算につきましては、特に御報告を申し上げることはございませんでした。

審査を尽くしたところで、お諮りいたしましたところ、2議案とも全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

次に、付託案件以外の質問についてでございますが、まず、「三田尻中関港について、重点港湾指定から外れた理由は何か。また、市はこれまで具体的にどのような努力をしたのか」との質疑に対し、「現在、全国では103港の重要港湾があり、重点港湾については、その中から40港程度、およそ1県1港となるよう国が指定するものでございます。地域の拠点性や取扱貨物量の実績等、総合的な判断により選定されますが、港湾管理者である県への意見聴取等により、最終的に現在43港が指定されています。

この中で、三田尻中関港は、取扱量ではボーダーラインぎりぎりのところで、県内においては宇部港、岩国港に次いで3位と、地域の拠点性という点で、厳しい状況ではござい

ますが、市としては県に対し、繰り返し、要望、陳情を行ってまいったものでございます。

今後は、三田尻中関港が全国でも上位に位置する輸出入貿易額等により、新たな重点港湾に追加指定してもらえよう、国、県に対し、引き続き要望してまいります」との答弁がございました。

また、「富海地区の地籍調査の実施時期はいつか。また、周南市との境界線もあるため、優先して行うことはできないのか」との質疑に対し、「地籍調査につきましては、国の策定した平成22年度から平成31年度における第6次国土調査事業10箇年計画に基づき実施することになっておりますので、実施箇所について、市町村の境界があるからとの理由で優先することはありません。現在、小野の久兼地区を実施しておりますが、今後は小野の未実施地区を平成31年度まで、順次実施する予定としております。国の補助事業により進めておりますが、今後の国の予算措置の状況によっては、富海地区の調査時期については不確定なところもあります」との答弁がございました。

このほか、「大平山ロープウェイの年間パスポートの実績」や、「老朽化著しい八王子市住の今後の計画について」、また、「防府駅北側の未利用地や駅通りの整備について」の発言や要望がありました。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの各常任委員会の委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。23番、今津議員。

○23番（今津 誠一君） では、私からは教育民生委員長の補正予算にかかわる報告に対しまして、お尋ねをさせていただきたいと思っております。

教育民生委員会では、学校給食の配送業務は直営のほうが委託よりも安くできるということで修正案が4対3で可決されたようであります。これについて私は大いに疑問を感じるところであります。その論拠は一体何だったのか、それについて十分議論が尽くされたのかということについてお尋ねをしてみたいと思っております。

それから、次に、現実問題として、私はお世辞にも管理能力が高いとは言えない行政が、例えば、公用車による交通事故が議会が開催されるたびに2件ないし3件報告されていると、こういった状況の中で、直営という形で、果たして食の安全を確保しつつ、毎日、迅

速かつ確実に行われる必要のある給食の配送業務が問題なく運営できるのかということについて、私は大いに不安を感じるころですが、教委の考えでは、直営の場合、配送業務の総責任者として正職員1名を配置するとして試算しております。これは業務を遂行するには責任体制を明確にするということで、これは常識中の常識ですから、当然のことだと私は考えます。

給食の配送業務は、単なる宅急便の配送とは異なり、衛生面とか安全管理面とか、事故が起きた場合の処理とか、責任者はさまざまな経営のノウハウを習得したものでなければ務まらないと思います。これを、臨時職員ないしはパートにすれば、コストが大幅に削減できるとする考えは余りにも安易かつ無責任ではなかろうか、このように思います。この業務を遂行する責任者を臨時ないしパートに任せて、本当に大丈夫なのかという議論が委員会ではなされたのかどうなのか、この点についてお尋ねをします。

それから、修正案に賛成した委員から、臨時、パートにした場合に、人件費は幾らという具体的数字が示されたのか、先ほどの委員長の報告でこのことに言及があったのかどうか、余りにも長かったのでちょっと聞き漏らしましたが、このことについてお尋ねをしておきます。

それから、最後に、直営というのは、これまで防府市の行政改革大綱に掲げた民間委託という大方針を根底から覆すことで、極めて重大な問題であります。これについて議論がなされたのかどうか、この5点についてお尋ねをします。

別に難しい質問ではないと思いますので、お答えをよろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前11時53分 休憩

午前11時57分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ただいま23番、今津議員から教育民生委員長に対する質問、かなり内容が多岐にわたりましたので、ちょうど昼になりましたので、昼の時間に教育民生委員長が質問の要旨をまとめまして、午後に答弁をさせていただきたいという申し出がございました。そういうわけでございますので、ここで午後1時まで休憩といたします。お疲れでございました。

午前11時57分 休憩

午後 0時59分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中の今津議員の質問に対する答弁を求めます。教育民生委員長。

○15番（弘中 正俊君） では答弁いたします。

直営と委託の経費にかかわるものについては、入札等にかかわる事項でありましたので、秘密会で議論、審査しております。したがって、秘密会での審査状況に基づき、質疑されたことに対して、委員長としては困惑しております。その他の部分については、委員長報告で申し上げたとおりでございます。

なお、防府市行政改革大綱に掲げた民間委託については、特に議論はいたしておりません。

○議長（行重 延昭君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 今ちょっと、委員長報告にもありましたように、先ほどの今津議員の質疑は、秘密会で議論されたことの中身を含んでおるものだと思います。そういった意味で、質疑そのものを私は取り消していただく必要があるのではないかと思いますので、議会運営委員会なりを開いて、協議いただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） ただいま田中健次議員から議会運営委員会の開催の動議が提出されましたが、所定の賛成者、おいでになりましょうか。御起立ください。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） すみません。はっきりもう一度お立ちください。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 3人以上の賛成者がございます。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

直ちに議会運営委員会を開催いたしますので、関係の方々は本日は3階の全員協議会室に御参集ください。暫時休憩といたします。

午後1時 2分 休憩

午後1時21分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

23番、今津議員。

○23番（今津 誠一君） 先ほど弘中委員長のほうから、この行政改革大綱に掲げた民間委託という大方針は議論がされなかったということは確認させていただきました。

それから、その他の私が質問した事項につきましては、何か聞くところによりますと、あの委員会が秘密会ということで行われたということのようであります。したがって、秘密会についての解釈といたしますか、これによりますと、数字等については公表しないと、

こういうことになっておるようでありまして、私の質問の中に何点かそういったものが含まれておるといことで、質問を取り消せと、こういうことをございました。これもやむを得んのかなと思いましたが、ただ、なぜこの秘密会にしたのか、これは執行部側からそういう要請があったといことでしたんだといことだったわけですけども、今後、こういった問題は、議員みんなが共有をして、そしてその改善を図っていくといことがあるべき姿なんで、なるべく秘密会という形にするのは本当に好ましくない、委員会、議会というものはやはりオープンにして、そして議員が問題を共有して、よりよき道を探るといのが本筋でありますので、ぜひそういったことは今後、極力控えていただきたいと思ひます。そのようにお願い申し上げまして、私の質問を取り消します。

○議長（行重 延昭君） 以上で質疑を終了いたします。

議案第56号につきましては、2番、土井議員外3名の議員から修正の動議が提出されております。この際、提出者の説明を求めます。2番、土井議員。

〔2番 土井 章君 登壇〕

○2番（土井 章君） ただいま議題となっております議案第56号平成23年度防府市一般会計補正予算（第6号）中、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費のうち、不当要求行為等防止対策委員会に弁護士の特門員を配置する経費について、これを削除し、予備費に回すとする動議をいたしました。提案理由の説明をさせていただきます。

執行部の説明によりますと、この経費は市民等から不当な要求行為等があった場合、いや、現実にそのことがあり、職員が対応に大変苦慮しているといことで、防府市不当要求行為等防止対策委員会に、顧問弁護士ではなく、新たに別の弁護士を特門員として措置するといものであります。

そもそも、この委員会は、暴力団員等による不当要求行為に対し、組織的に取り組みを行うことを目的として定められたものであるといことを申し添えておきたいと思ひます。

さて、問題点ですが、市民の行動が不当な要求行為と位置づけるのが、市の側であるといことが問題です。例えば、判定委員会のような第三者機関でもあれば公平でありましようが、ややもすると、市にとって厄介な事案は、不当な要求行為と認定されることも懸念されるのでございます。

ここに、1事例がありますが、ある事案の市からの回答に対し、不明な点の再説明を求めたところ、市の回答は「当該回答以上の回答をする必要はない。今後、この問題に関する再質問には、市のいかなる部署においても、これ以上の回答はしない」とい、甚だぶつきらぼうなものでございます。

私のみならず、だれでもこの回答には納得いかないと思ひます。なぜ丁寧に回答できな

いのか、市民の不信感を助長するばかりでございますが、このような事案について、市民が再度説明要求した場合、不当な要求行為と認定されたら、たまったものではありません。

また、巨大で強行な組織である市と一市民との間に問題が生じた場合、市民の負託を受けた議員としては、一義的には弱い立場の市民の側に立つべきであると考えております。もちろん、真に不当な要求もありましょう。そのときは、関係機関に相談するなり、あるいは法的措置を講じればいいことであります。

次に、現在、一部の職員が市民の鋭い質問攻めに遭い、苦勞、苦悩しているという事実も承知しております。しかし、防止対策委員会に弁護士を専門員として参加してもらえれば、すべてが解決するとは考えられません。総務委員会の質疑の中でも、執行部からは、これですべて解決するとは考えていないという趣旨の答弁もありました。

真の問題解決には、市には専門の弁護士がついているぞと、市民から誇示威嚇ともとられかねないような措置をとるよりは、市の組織を挙げて真摯に対応することが重要と考えております。

その際、必要に応じて顧問弁護士に相談すればよいわけで、このような事態に対応するためにも、防府市は顧問弁護士制度を設けているのだと想像され、わざわざ別の弁護士を専門員に委嘱する必要はないと考えております。

以上の理由から、動議を提出いたしました。御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、修正案及び原案について一括して討論を求めます。20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 今出されております修正案について、まず議案第54号の暴力団排除条例の制定、委員会において全会一致で可決した修正案でありますけれども、これについては、（発言する者あり）すべてでいいでしょう。

○議長（行重 延昭君） 全体でいいです。

○20番（田中 健次君） 全体でいいですね、はい。全体でいいということなので、まず54号について、まず防府市暴力団排除条例の制定についての修正案については、これは教育民生委員会で全会一致で可決されたものですが、防府市の自治基本条例の条文にあわせて修正をするというものであり、賛成をいたします。

それから、同じく教育民生委員会で修正をいたしました議案第56号については、まず教育民生委員会の修正案でありますけれども、給食センターの給食配送業務については、

具体的な根拠について秘密会としたため、詳しく申し上げられませんが、私は委託をやめ直営とするということで実質的に経費削減になると考えております。

市教育委員会は、職員を1人増員し、これに関する人件費が700万円かかるということ公開の委員会で申されておりますが、これは職員1人が丸々この職務にかかわるわけではなく、例えば防府市がおくれている地産地消率の向上など、食に関する課題への取り組みも可能と、これによってなると思います。

そういった意味で、これについては十分な費用対効果がむしろ期待される。防府市のこの決算を見ましても、職員が十分に配置されなくて、事業が十分にできていない、そのために多額の金額が決算で計上されると、黒字として計上されるというのが、防府市の今の実情ではないでしょうか。

必要なところに職員も配置し、そして食に関するそういった課題について前向きに取り組んでいくことが必要ではないかと思えます。

また、複数の議員から指摘されておりました偽装請負の問題は、直営にするということで解消される、こういったメリットもこれによって生まれてまいります。

引き続き、土井議員提出の修正案についてでありますけれども、防府市には既に顧問弁護士制度があります。新たに専門員にお願いする弁護士事務所は、委員会の質疑で明らかにされたようであります。顧問弁護士とは違う弁護士事務所をお願いするというのを執行部は考えておられる。

こうなりますと、弁護士にかかわる業務において、2つの異なった見解が示されるということもあり得るのではないかと。そういった意味で、この土井議員提出の修正案に賛同いたします。

このほか、修正部分を除く原案については、賛成をいたします。

○議長（行重 延昭君） 5番、中林議員。

○5番（中林 堅造君） 議案第56号、土井議員が出されました修正案に反対の立場で申し上げたいと思えます。

原案は、今現在、再び市当局におきまして不当要求行為が起きつつある、その中でもって市職員が健全にその職を全うできるようにと願っているものであろうと思えます。この原案に対して、そういった修正案をどうして出されるのかが、私には理解できません。

不当要求を認める行政であってはならないわけでありまして、また、不当要求を容認する議会であつてもいけない。議会は、今こそ市職員を側面から守ってあげなければならない、そういった決断をしてもらいたいものだと思います。松浦市長が県会議員をひかれ、市長につかれた、そのときのことを思い出してほしいと思えます。

現在、複雑多岐にわたる問題が増える中、弁護士には専門性といいますか、得意分野があるのは、皆様御承知、当然のことであるわけでございます。現顧問弁護士である方も、このことを認めておられるわけでございますから、提案理由になる、そのことについては、私としてはちょっと納得がいかないところでございます。

そして、そういった弁護士の専門性を持っておられる方が、市のほうで考えていかれるということは、これは抑止力になるということも考えなければならぬと、そういう面で反対の討論といたします。

それから、教育民生委員会の修正案でございますが、このことにも反対の立場で討論させていただきます。

今回の、直営で学校給食配送をするということであれば、そんなに前ではない8月の中旬あたりから、議員から提案されたものであったわけでございますが、執行部はその案に沿った答えを出してこられました。この直営ということに賛成となれば、4月1日から始まる給食の配送でございますが、確実に、子どもたちにその給食を届けるという大前提が揺らぐことになるのは、必至であろうと思います。

これまで給食を届けてくれた委託業者の成果に、何ら問題もなかったわけでございます。今日、行政改革が進んできた中でもって、方向性が逆向きというこの案には、反対ということでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 議案第56号平成23年度防府市一般会計補正予算（第6号）中、総務委員会所管の不当要求行為等防止対策委員会専門員報酬等の修正案に反対し、原案に賛成いたします。

総務委員会の審議過程において、市行政が対応する諸課題は多様であり、その中には市職員だけでは解決できない問題がある中、不当要求行為なのか、正当要求行為なのか、大変判断が難しい案件を抱えていることをるる説明を受けたところであります。

一方、本市では顧問弁護士制度を置き、法律事務所との契約で対応がなされてきたところであり、同事務所には数名の法律関係者を抱えておられるようで、従来の対応の強化でできると考えましたが、しかし、審議過程において事が深刻であることが伝わってまいりました。

これによって、抱えている問題の解決が早々に図られるとは思いませんが、法律の助言者を別の角度から増やすことの必要性、即応性が求められる状況にあると判断して、修正案に反対、原案に賛成いたします。

○議長（行重 延昭君） 9番、高砂議員。

○9番（高砂 朋子君） 議案第56号平成23年度防府市一般会計補正予算、教育民生委員会で出されました修正案に反対の立場で討論をいたします。

修正案の提案理由には、学校給食配送業務を直営で実施することにより、経費削減が考えられ、業務委託実施の再検討をするため、そういうことが挙げられておりました。

教育の一環として重要である学校給食、1日3,000食余を着実に、安心・安全な体制で配送することを第一義に考えるべきであり、経費削減だけの理由で直営を選択することには、到底賛成できるものではありません。

そもそも私ども議員は、これまで教育委員会に対し、給食の安心・安全の高い水準を守ってほしいと、微々細々にわたってさまざまなことを提案し、改善を求めてまいりました。万全な体制が第一であり、経費削減だけで大切な学校教育を考えるべきではないと訴えてきたわけです。ここにきて、経費削減を理由に直営選択をすることに、違和感を覚えるわけでございます。

直営を開始するに当たっての準備経費を考えてみますと、車両のセキュリティ設備や運転手の詰所、また備品なども新たに必要になり、運行管理のための職員の配置も要求されるなど、決して経費削減にはならないと考えます。

また、本来の学校給食管理室としての大切な業務が押し迫っている中、今の段階で配送業務に関して設備も整っておらず、何のノウハウも持ち合わせていない体制で直営を決め、来年の4月、運行開始に間に合わせる事ができるのか、この点においても大変不安でございます。

以上のことから、教育民生委員会で出されました修正案に反対の立場、原案賛成の立場を表明をいたします。

○議長（行重 延昭君） 19番、藤本議員。

○19番（藤本 和久君） 議案第56号の修正案に反対、原案に賛成の立場で討論します。

2つ修正案を出されていますので、1つずつ行います。

弁護士を不当要求行為等防止対策委員会に専門員として迎えることによって、不当要求行為の抑止力になるのであれば、率先して推進すべきだと考えます。また、今年度の予算額は26万3,000円、年間に換算すれば約50万円、一般会計に占める割合は0.002%に満たないppmの世界です。この程度の金額で市の職員の仕事がやりやすくなるのであれば、私は安いものだというふうに思います。

なお、修正案の提案理由にもありましたが、顧問弁護士を使うべきとの意見がありまし

た。この意見に対する対応策を提言したいというふうに思います。

私ごとで恐縮ですが、私にはアメリカ人の義理の息子がいます。彼の職業は弁護士で、現在ニューヨークの弁護士事務所に勤務しております。その事務所には3人の弁護士がおるようですが、彼が言うには、弁護士も得意な分野とそうでない分野があり、担当する案件は、得意な分野が回ってくるそうです。すなわち、適当に案件を振り分けたのでは裁判に勝てないからだそうです。

防府市の顧問弁護士は1人だと思います。（発言する者あり）6人おられるんですか。事務所は1つですね。その方も得意な分野とそうでない分野があると思います。この際、顧問弁護士を増やすことを提言したいと思います。弁護士に支払う報酬は、人数ではなく仕事量で決まるとしますので、財政的な負担増にはならないと思います。

それから、学校給食センターのほうですけれども、学校給食センターが供用開始してから今日まで、配送事業を担った日本通運株式会社に大きな問題が発生したでしょうか。私の耳には入っていないし、そのよううわさも聞いていません。給食を安全に、そしてスピーディーに各中学校に届けていただいた実績は高く評価すべきだと思います。

事務事業の見直しは当然あってしかるべきですが、そこには確たる検証が必要になります。すなわち、問題があるから見直すわけで、その問題点を主観的ではなく客観的に、そして明確に示す必要があります。ましてや、中学校給食の根幹をなす給食の配送事業を、明確な問題点を示さずに民間委託から直営にする事務事業の見直しは決して許されるものではないと判断します。これが1点目。

2点目ですが、民間でできることは民間にお願いする。この方針は行財政改革の大きな柱の1つです。給食の配送事業が今からスタートするのであれば、民間委託するか、直営にするか、十分な検討が必要ですが、既に民間委託でスタートしている事業です。この事業を客観的な問題点を示さずに直営にするのは時代の流れに逆行しており、決して時計の針を戻してはならないと私は判断します。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 3番、重川議員。

○3番（重川 恭年君） それでは、修正案、2点出されております。まず第1点目、先ほどから問題になっております学校給食の配送業務委託、この件については私も委員会で修正案に反対いたしましたので、この場でまたその旨を申し上げたいと思います。学校給食配送業務は、6年前に委託ということで決められたわけでございます。その経緯を振り返りますと、経費を削減するという名目があったんだろうと思います。そういうことで、当時、議会としてそれを承認したわけでございます。ここにきてまた直営に戻すというこ

とは、車の所有の可否といいますか、民間にお金を出して、買ってもらって、それで配送してもらおうということなのか。それから、市で車は持って、そして業務だけを民間業者に委託すると、この辺の違いはあることは承知しておりますけれども、前回、6年前、委託に出した経緯もありますので、今回もそれを継続するというところでございますので、原案に賛成という立場をとりたいと思います。

それから、2点目の不当要求行為等防止対策委員会に係る経費のことでございますけれども、これについては、まず先ほどから不当要求は起こりつつあるという言葉もございましたけれども、不当要求は既に現在起こっているんじゃないかというふうに思うわけでございます。

また、市長の就任当時を思い出していただきたいというふうに思います。当時、その対策としてマニフェストや組織体制が存在しておりましたけれども、いつの間にか消失しているのではないかというふうに思っております。その体制が継続されておれば、今また事新たに問題が起こるということは考えられないわけでございます。

不当要求行為等防止対策委員会の設置が平成16年度に設置されて、それから平成17年から22年度までの6年間、毎年1回の委員会開催で、23年度は2回開催されたというふうに聞いておりますけれども、このことはこの7年間、何らの対策もできていないことに等しいのではないかと感じております。また、現場の声が上層部に上がってこないとの実態も委員会等で明らかになってきており、そのように聞き及んでおります。

このようなことは組織としての確立もなく、当然、組織機能の不全と言わざるを得ないのではないかと存じます。そのような対応、組織的機能も不完全な中で、いきなり弁護士対応ということもいかなものかと思っております。決して弁護士相談ということを否定、反対するものではありませんが、まず組織機能を十分に働かせることからするのが道理、手順ではないかというふうに思っておる次第でございます。よって、修正案について賛成の立場を表明いたします。

○議長（行重 延昭君） 討論を終結いたします。

最初に、議案第54号をお諮りいたします。

本案の教育民生委員長報告は修正でありますので、まず、教育民生委員会の修正案を起立により採決いたします。教育民生委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第54号についての修正案は可決されました。

次に、修正議決をした部分を除く原案についての採決をいたします。起立により採決い

たします。修正議決した部分を除くその他の部分を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第54号の修正議決した部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

ちょっとここで休憩をいたします。

午後1時49分 休憩

午後1時50分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 先ほど提出しました補正予算の修正の動議の予算書の修正案のところにそろばん間違いがありましたので、おわびして訂正をさせていただきます。

まず、項の総務管理費の一番右の修正案の計ですけれども、当初、32億3,925万5,000円となっておりますが、正確には32億3,899万2,000円であるということでございます。まことに手続ミスで申しわけございませんが、修正方よろしく願います。

○議長（行重 延昭君） それでは、議案第56号についてお諮りいたします。本案についても修正の動議も提出されておりますので、まず土井議員提出の修正案について、起立による採決といたします。

土井議員提出の修正案については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第56号の修正案は可決をされました。

次に、教育民生委員会の修正案についてお諮りいたします。本案の教育民生委員長報告は、修正でありますので、教育民生委員会の修正案を起立による採決といたします。

教育民生委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第56号の教育民生委員会の修正案は可決をされました。

次に、原案について起立による採決といたします。

本案については原案のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。修正

議案を除くものです。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第56号の修正議決した部分を除くその他の部分につきましては、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第57号から議案第64号までの8議案につきましては、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第57号から議案第64号までの8議案については、原案のとおり可決をされました。

報告第22号専決処分の報告について

報告第23号専決処分の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第22号及び報告第23号を一括議題といたします。
理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第22号及び報告第23号の専決処分の報告について、一括して御説明申し上げます。

本案は、いずれも議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

まず、報告第22号でございますが、平成23年6月8日午前8時43分ごろ、河川港湾課の職員が公務のため車両で市道東中塚中浜線を南に進行中、大字仁井令733番地地先の交差点、晒石公園の北西の地点でございますが、そこにおきまして、市道松原地神堂線を西に進行しようとして進入してきた相手方の車両と接触し、双方の車両が損傷したものでございます。車両の修理も完了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

次に、報告第23号でございますが、平成23年8月5日、午前10時50分ごろ、クリーンセンター職員が可燃ごみを収集するため、大字新田1623番7地先、横入川会館付近でございますが、作業中、車両を相手方の所有するごみ収集ボックスに接触させて破損させたものでございます。ごみ収集ボックスの修理も完了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

なお、職員の交通事故防止につきましては、平素から十分に注意を促しておりますが、今後、交通安全指導をより一層徹底し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、報告いたします。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を一括して求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第 2 2 号及び報告第 2 3 号を終わります。

報告第 2 4 号契約の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第 2 4 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第 2 4 号契約の報告について御説明申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、土砂運搬業務委託契約につきまして御報告申し上げるものでございます。

御報告いたします契約は、お手元にお示しいたしておりますとおり、入札により落札者と決定いたしました事業者と締結したものでございます。

これをもちまして、報告にかえさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑がありましたら、どうぞ。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第 2 4 号を終わります。

議案第 6 5 号防府市災害弔慰金の支給等に関する条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第 6 5 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 6 5 号防府市災害弔慰金の支給等に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、本市の災害弔慰金の支給対象者につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律に規定される遺族の範囲としているところでございますが、当該法律が改正され、平成 2 3 年 3 月 1 1 日以後に発生した災害に係る災害弔慰金については、配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれも存しない場合に限り、同居し、または生計

を一にする兄弟、姉妹に対しても支給されることとされましたことから、本市においても、これらについて条例に明記しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。

本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第65号については、原案のとおり可決されました。

議案第66号平成23年度防府市一般会計補正予算（第7号）

○議長（行重 延昭君） 議案第66号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第66号平成23年度防府市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億6,282万8,000円を減額し、補正後の予算総額を372億9,783万4,000円といたしております。

補正の内容につきましては、まず歳入でございますが、4ページ上段の15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金につきましては、国において審議されておりました子ども手当の制度改正につきまして、このたび「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が成立をいたしまして、10月1日から施行されることとなりましたので、子ども手当事務費取扱交付金を増額補正するとともに、子ども手当の給付に係る負担金を減額補正いたしております。

次に、同じページ下段の16款県支出金1項県負担金1目民生費負担金につきましては、

先ほどの国庫負担金と同様に、子ども手当の給付に係る負担金を減額補正いたしております。

続きまして、歳出でございますが、6 ページ上段の3 款民生費1 項児童福祉費の2 目児童措置費につきましては、子ども手当の給付の申請、認定の通知に係る事務費を増額補正するとともに、子ども手当を減額補正いたしております。

次に、同じページ下段の1 0 款教育費4 項社会教育費の1 目社会教育総務費につきましては、このたび、防府西高等学校の吹奏楽部が1 0 月に東京で開催されます第5 9 回全日本吹奏楽コンクールに初出場することが決定いたしましたので、全国大会の出場に対し、報償金を計上いたしております。

以上、今回の補正について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。

本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第6 6 号については、原案のとおり可決されました。

議案第6 7 号平成2 3 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2 号）

○議長（行重 延昭君） 議案第6 7 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第6 7 号平成2 3 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2 号）について、御説明申し上げます。

競輪事業につきましては、収益事業といたしまして大変厳しい状況が続いておりますが、新たな車券発売チャンネルの開設を行い、競輪事業の活性化とともに、収益の確保につな

がるよう、このたび宇部市の地方競馬場外馬券売り場に併設される場外車券売り場、仮称でございますが、「サテライト宇部」につきまして、管理施行者といたしまして運営に携わることといたしましたので、所要の補正をお願いするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入におきまして、本年12月から発売開始を予定いたしております防府競輪分の車券発売金収入並びにサテライト管理施行者収入を計上いたしております。

歳出では、サテライト宇部に係る防府競輪分の開催経費とともに、管理施行者といたしましての運営経費を計上いたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。

本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第67号については、原案のとおり可決されました。

議案第68号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について

議案第69号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第68号及び議案第69号を一括議題といたします。

ここで、提出者からそれぞれ提案理由の説明を求めます。

最初に、議案第68号について、25番、田中敏靖議員。

〔25番 田中 敏靖君 登壇〕

○25番（田中 敏靖君） それでは、議案第68号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について、23人案の提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。この条例は、地方自治法第91条の定める市町村議会議員の定数に関する規定が改正され、平成14年12月

に定数30とし、平成18年8月に定数27となり、現在に至っております。

平成23年4月には、地方自治法改正により、議員定数の上限が撤廃され、定数に関し、独自の判断が求められてきました。このような情勢下、平成22年5月の市長選挙で勝利された市長により、マニフェストによる定数半減の13名の削減案が提出され、また定数の半減を求める市民の会より、17名とする改正の直接請求が提出されましたが、いずれも否決されました。

今、大方の市民は、議員定数については削減してもらいたいとの声と思われ、時代が要請した流れであると認識しております。定数の基本的な考え方に、人口、面積、委員会構成等、さまざまな要因に合致しなければなりません。しかし、多くの議員の一本化は非常に難しく、平成23年9月20日に議長に提出された定数問題の答申書に記載されているとおりです。

このような環境の中、定数を定める根拠として、現行の委員会構成が3委員会なので、1委員会7名として21名とし、議長、副議長で23名としたものです。1委員会7名については、学者先生方の一般的な考え方と思います。また、現在の定数は27ですが、2欠員の25議席で何の不自由もなく運営されており、せめて現員未満であることが民意にこたえることだとも思います。4人減23人の理由の1つでございます。

以上、現状認識をもととして、これからの議会に求められる役割を果たし得る最小の定数としては23人が適正な議員定数と結論となり、本案を提案申し上げますので、よろしく御審議のほど申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、議案第69号について、16番、大田議員の提出説明を求めます。

〔16番 大田雄二郎君 登壇〕

○16番（大田雄二郎君） 明政会の大田雄二郎でございます。それでは、議案第69号の提案理由の説明をさせていただきます。

議員定数検討協議会の審議を終えて、防府市議会の定数は全国、県内においても、既に削減率は県内でもトップレベルであり、決して多いほうではありません。しかしながら、昨今、市民の意識として、定数削減の声があることも承知しています。

現在、防府市議会では、定数27人に対して欠員2人の25人となっています。この25人の活動は、議会改革も進み、活動の範囲が激務となり、とても厳しいものではありませんが、何とか議会機能を維持し、活動できている状態です。市民生活第一を考えて、将来にわたって議会活動を続けるためにも、防府市議会の議員の定数を25人にする本案を提出いたしますので、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの提出者の説明に対する質疑を一括して求めます。
14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） それでは、議案第68号について質疑を行います。

まず、1点、先に御確認をしたいんですが、この提案理由の中に学者の先生の一般的な考え方とございますが、恐らくその学者の先生というのが8月18日に防府市で開かれた県内13市の市議会議員研修会の際の山梨学院大学教授の江藤俊昭先生のことだと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 25番、田中議員。

○25番（田中 敏靖君） そのとおりでございます。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） それでは、それに沿って質問いたします。

江藤先生は確かに7人ともおっしゃいましたが、江藤先生によりますと、あくまでもこれは一例であり、私は七、八人程度が委員会中心議会ではいいのではないかという、私、個人的な見解でありますと述べられました。

そこでお尋ねしますが、今3委員会の掛け算で7人という数字を選ばれましたが、江藤先生は、これ一例ですが、一見解として述べられておるのは七、八人ということになっております。そこで、七、八人ということですが、7人ということを選ばれた、選択された理由について具体的にお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） 具体的な提案と言われますと非常に難しいところですが、私の政治的信条というふうにお考えいただいたら結構だと思います。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） この政治的信条と申されまして、全く根拠のない数字だということが今わかりました。

そこでもう一点、最後になります。最後の質問となりますが、確かに、今申しましたように、一例として、個人の見解として七、八人程度が適当かなということをおっしゃいましたが、講演会後に、先生との意見交換の中で、先生は、さらに言及されまして、委員会数のあり方について申されました。その中で、委員会数は最低でも4委員会が必要だということをおっしゃいました。それはどのようにこの議案の提案の中に反映されているのか、まず1点、お尋ねします。

もう一点につきましては、先ほど、欠員2名、現行25で何の支障もないということをおっしゃいましたが、今、現行、3委員会は、3年前に定数を3削減したことによりやむなく

3委員会という形を今はとっているわけでございます。そして、恐らく、かなり議論されたり、検討されていると思いますが、その委員会の、私はちょっと実施率というものを調べてまいりました。22年度の実施率ですが、これは22年度は61案件に対して8案件、実施率13%です。そして23年度は3月議会から9月18日現在までで、これは今、減員が2名で、現行25名になった3月以降の議会からの実施率ですが、わずか0.3%です。これは議員が怠慢なのか、それとも物理的に難しいのか、どのようにお考えなのか、その2点についてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） さきにお尋ねの江藤先生の件がありましたけれども、江藤先生は、7人から8人だというふうにおっしゃったということですが、私はもともと21人ということの定数につきましては、例の13から17、それ以後につきましても3で割る数字の21、要するに7名ということであるべきだというふうに思っております。

その次の質問の中にも関連しておりますが、従前は委員会が4委員会ございました。その中で経済委員会というのがありましたが、経済委員会につきましては、付託案件が全然ないというようなことも今まではありました。そういう中で委員会が3委員会になったというふうに私は記憶しております。

そういう実情の中で、委員会というのは3委員会でも十分であるという。しかし、今、委員会の3委員会も、現状のまま3委員会が必ずしも正しいということではありません。委員会の中の構成もまた変えなければなりません。時代に即した委員会になるべきである。その委員会が3が2になるかもわかりません。そういうことはあり得ると思っております。

そういう中で、現状、人数とすれば、委員会7の3委員会で21名。そして、特に申し上げたいのは、あと2というのがどこにあるかといいますと、議長と副議長というのは議会を先導して、しっかりやっていかなければならないということで、委員会についても、もっと力を入れて把握すべきであるというふうに私は思います。そういうことで、21プラス2というような解釈で提案しております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 委員会の実施率について問われましたが、それについて御意見がありましたら。25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） 実施率につきましては今のところ検討しておりませんが、先ほども言いましたように、委員会が議長、副議長の先導によれば、もっともっと活性化するだろうというふうに思います。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結して、お諮りいたします。

議案第68号及び議案第69号については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。

最初に、議案第68号について討論を求めます。24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 議案第68号防府市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例中、27人を23人に改めることに公明党は賛成いたします。

昨年の市長選挙で、議員定数半減を掲げた現職が当選を果たし、議員定数27人を13人にする議員定数半減条例改正案が上程されましたが、我々公明党会派は反対いたしました。その後、住民直接請求により、議員定数を17人とする改正案が上程されましたが、同様に反対いたしました。

反対した理由は、一気に議会を半減することは、執行機関に対する監視機能、牽制機能を大きく低下させ、議会が持つ議決機能の後退につながる。また、議員は市民の代表でもあり、市民の声、民意を届ける役目があり、議員一人ひとりの責務は大きいと判断いたしました。

しかし、一方で、議員定数半減ではなく、議員定数を削減してもらいたいとの意見は多くあり、住民運動が起こったことに対し、無視することがあってはならないと考えており、時代が要請している議員削減の流れがあることも認識し、理解しているところであります。議員定数削減こそ市民の多くが求めている民意であると、我々公明党会派はとらえております。

そこで、議員定数のあり方について協議を重ねてきた結果、次期選挙は23人が適当であると判断いたしました。その理由として、2点あります。その1点目、議員定数のあり方については、市民から見たとき、県内の近隣都市の状況と比較し、判断することがわかりやすいと考えました。

例えば、防府市の人口は11万8,371人、議員定数は現在27人です。人口を議員定数27人で割りますと、防府市の議員1人当たりの住民数は約4,400人です。

宇部市の人口は17万4,674人、議員定数が28人です。同じように人口を議員定数で割りますと、宇部市の議員1人当たりの住民数は約6,200人です。6,200人を防府市に当てはめると、議員定数は19人となります。

山口市の人口は19万8,301人、議員定数は34人です。同じように人口を議員定数で割りますと、山口市の議員1人当たりの住民数は約5,800人です。5,800人を防府市に当てはめると、議員定数は20人となります。

周南市の人口は15万2,851人です。議員定数は次回の改選、来年の6月ですが30人と決まっております。同じように人口を議員定数で割りますと、周南市の議員1人当たりの住民数は約5,100人です。5,100人を防府市に当てはめると、議員定数は23人となります。

岩国市の人口は14万7,550人、議員定数は32人です。同じように人口を議員定数で割りますと、岩国市の議員1人当たりの住民数は約4,600人です。4,600人を防府市に当てはめると、議員定数は25人となります。

このように、近隣都市の人口を議員定数で比較し、住民運動が起こったことも視野に入れ、削減を前提にした場合、21人から23人が適当と考えました。

2点目の理由は、常任委員会の構成を3委員会で維持することを基本に置いた場合、1委員会を7人を下回ることは議決に至るまでの審議に支障が生じると考えております。各常任委員会7人で構成すると、3掛けの7で21、8人で構成すると3掛けの8で24人となります。

以上の理由から、近隣都市等の比較、常任委員会の構成を考え、また今の議員現有数は25人であることから、大幅な定数削減ではなく、次回の市議会選挙は定数23人が適当と考えています。

議員定数23人であれば、監視機能、牽制機能が保たれ、議会の役割、責務を果たすことができると判断したところであります。

以上であります。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） ただいま議題となっております議案第68号議員定数を23にする条例中改正につきましては、日本共産党は反対の立場から討論を行いたいと思います。

今、御承知のように、全国的にも、地方議会のあり方が問われております。本来、地方自治体の政治は、全有権者の参加によって行われるべきものでございますけれども、実際には、日常的に有権者が自治体政治に参加することは不可能でありまして、それゆえに直接民主主義の代替機関と議会は言われておりますけれども、この議会は可能な限り住民の代表者が多いことが望まれます。

1月に総務省地方行財政検討会議は、地方自治法抜本改正についての考え方を示しました。この中で、議員の構成は住民の縮図として、多様な層の幅広い住民の意見を的確に反

映することの重要性を述べております。

二元代表制のもとで、議会には御承知のように行政のチェック、監視機能とともに住民の意思を多面的に反映をして、住民要求の実現の方法をしっかりと議論をしていく、こういう政策形成機能という役割がございます。

3年前に議員定数を3つ減らしました。さらに今回、4減らすということは、こうした議会の役割を一層弱めることになりまして、住民自治の大きなマイナスでございます。

この間、議会では、議員定数検討協議会を開催をいたしまして、それでは、防府市の議員定数のあり方はどうあるべきか、検討を重ねてまいりました。

4月28日、地方自治法改正以前は、議員定数は上限数が設定をされておりました、防府市は34人でございます。この上限数に対する減員率は、防府市の場合20.6%と、県内平均17.5%を上回っております。また、全国市議会議長会が昨年12月31日現在で調査をいたしました上限数34人の市の減員率、調べてみますと16.8%ですから、今でも防府市の議会の定数削減が進んでいる状況がわかります。

また、検討協議会では、人口と面積で我が市と近い人口10万人から15万人未満、かつ面積で120平方キロから250平方キロ未満の全国17市ございますけれども、この全国17市の議員の定数の平均を調べてみました。平均は28人となっております。ですから、これまで防府市は、全国あるいは県内平均を上回る規模で議員定数を減らしておりまして、定数27が全国的に見ても多い状況とは言えないことがわかります。

さて、地方自治法が4月に改正をされまして、人口別の議員上限数がなくなりました。議員定数は人口規模だけで語れなくなりました。それぞれの議会で住民自治の拡充のためにさらなる議会改革を進めて、定数をどうするのか、まさに独自の判断が求められるようになりました。現在、防府市議会は、市民に開かれ、市民と協働する議会を目指す議会基本条例に基づきまして、議会改革に鋭意取り組んでおります。これまでになかった新たな取り組みへの挑戦、その結果、議会報告会でも、参加した市民の方々から、また開催してほしいという意見が出されるなど、活動への期待が寄せられております。

また、委員会制度を採用する議会のもとでは、委員会の構成も多様な住民の意思の分布を反映しているものでなければならず、1常任委員会9名は決して多いとは言えません。かつて4委員会ありました常任委員会が、議員削減が進む中、今3委員会となり、その一方で、どうでしょうか、住民ニーズの多様化や地方分権改革が進む中で、所管事務調査も大変増えてきております。また、審議する内容も多くなってきております。こうした状況の中で削減すべきではございません。

私は、議員を削減すべき、こういう声の背景には、私たち議員の活動に対するやはり市

民の皆様のさまざまな御意見、御不満等があると考えております。今、求められることは、議会が総力を上げて基本条例に基づき改革を進め、議会の役割を十分に発揮できるように努力を積み上げていくことではないかと思っております。そうした立場から、現行定数27を維持すべきと考え、議員定数の削減には反対をいたします。

以上、討論を終わります。

○議長（行重 延昭君） 14番、三原議員。

○14番（三原 昭治君） 議案第68号について、反対の立場で討論させていただきます。

私も、今、山本議員が申された内容とほとんど一緒であります。だからそれはちょっと割愛しまして、1点だけ、先ほど私が質疑した中で、提案者の定数に対する答弁の中で、7人とした根拠もなく、単に学者先生の見解をみずからの信念という考えで決めたということに、私は大変疑義と安易さを感じています。

また、委員会構成、委員会数についても、現行は正しいとは思わないとのことでありながら、7人で、掛ける3委員会という提案数は全くつじつまが合いません。よって、同案については反対といたします。

○議長（行重 延昭君） 20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 先ほど、山本議員から、地方自治法が変わって、議員の上限数がなくなるといふようなことも言われました。そういう中で、議員の定数をどういふふうにするのかという問題については、さまざまな角度から考えなければならないと思います。しかしながら、やはりさまざまな行政的なものが他の類似都市、あるいはそういった全国的なもの、あるいは県内の他市との比較、そういう中で一定の何らかの客観的なものを考えながらしていくということは必要なことだろうと思います。

そういった中で、議員定数検討協議会では、当初、いろんな視点で出された資料の分析がされてまいりました。例えば、議員定数の削減と空白地区の関係をいいますと、この20年近くの間には議員定数が昭和63年、このときにはもう既に32になっておりましたけれども、それからこの直近の選挙まで、その間に2回の削減で5名減っておるわけですが、議員空白区が1地区から4地区に拡大をしているということがあります。そして、複数の議員がいる地区は、一番最近の選挙では8地区という形で、市内15地区のほぼ半分適度である。したがって、こういった数字から考えられることは、今以上の削減を進めれば、さらに幾つかの地区において空白地区が出てくるのではないかとということがまず第1に具体的な資料の分析からまず出てまいります。

それから、先ほど山下議員が、県内都市との比較の問題を出されました。山下議員は、

県内人口2万8,000人の美祢市があり、そして人口28万人の下関市があるわけで、非常に人口の幅があるわけであります。山口市あるいは周南市、あるいは岩国市というところと比較をされたわけですが、もし、防府市の次に人口が少ない山陽小野田市を比較すれば、議員の定数は43名になってしまいます。このことについては述べられなくて、人口が防府市より多い市とだけ比較されて、減らさなければならぬと、こういうふうに申されました。

県内人口2万8,000の美祢市から人口28万人の下関まで、じゃあ、どういう形で比較をすればいいのか。検討委員会では、議員1人当たりの人口を縦軸に、横軸に人口をとると、ほぼ相関関係が見られると、こういうことが資料で示されました。その相関関係のある程度のグラフの中で、上にあるところが削減が進んでいる、下にあるところが削減が進んでいない、そういうことで比較をすると、県内で一番削減が進んでいるのは宇部市であります。第2グループとして下関市、防府市、光市が第2グループ、その後周南市、その後山口市、岩国市、山陽小野田市、下松市、一番削減が進んでないのが萩市、長門市、美祢市というような、そういうグラフの解析によりますと、そういった数字が出るわけがあります。

こういったことを無視をされて、あえて、なぜ人口が多い市とだけ比較をして、防府は削減が進んでないというふうな議論を展開されるのか、非常に問題がある討論ではないかと私は感じております。

そして、さらに上限数からの減員率は、先ほど山本議員が述べられたように、県内平均17.5%であるのに防府市が20.6%削減をしているということがあります。

続いて、全国の類似都市の比較であります。防府市の人口12万人、面積が約190平方キロであります。これと同程度である人口10万人以上15万人未満、かつ面積が120平方キロ以上250平方キロ未満の都市が全国で17市、これらの17市の議員定数の平均値は28.1人、それから、統計上用いる中央値、多いところと少ないところを1つずつ消して行って真ん中に残る数字というのは28人です。あるいは、議員1人当たりの住民の平均値、この17市の議員1人当たりの住民数の平均値は4,675人ですが、それを防府市の人口に当てはめて議員定数を換算すると25.5人になります。これは現行よりやや少ない議員定数であります。しかし、議員1人当たりの面積の平均値は6.34平方キロメートルであり、これを防府市の面積に当てはめると、議員定数は29.7人となります。

また、議員に係る基準、住民1人当たりの議員負担は平均値が1,489人ですが、これを全国的な平均値の中に入れて逆算すると28.5人、それから議員1人当たり

の世帯数の平均値は1, 893人ではありますが、これを防府市の世帯数で合わせた数でいくと28.3人、こういった全国17市の平均的な数字、統計的な数字というものがここで出てまいります。

こうやって考えますと、現行の27人が決して多い数ではないというのが一つの客観的な数字として浮かび上がってまいります。議員定数協議会では、こういった分析をしながら、ところが、いざ議員定数は何人がふさわしいかとなると、こういった客観的な数字とは全くかけ離れて、最初からこんな検討はしなかったかのように、思いつきの数字が出てくるわけでありまして。全くほんとに情けないと私自身は感じております。

以上の理由によりまして、この23人という提案については全く認められない、こういうふうな意見を申し上げたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 5番、中林議員。

○5番（中林 堅造君） 議案第68号に賛成の立場で討論させていただきます。

私は、市長と同じ公約でもって議員にさせていただきました。定数半減の実現を求める市民の会の署名活動でいただいた3万5,000を超える名簿を実現してくださった方々のことを思うと、今回のこの23人という人数、私にとっては大変じくじたる思いでございます。各常任委員会7名ということで21人、議員定数検討協議会ではこれをずっと私は訴えてまいりました。しかしながら、これでもなお少数派ということで、会派で相談いたしましたし、また支援者にも先日、お許しをいただき、23人という数に賛成させていただきました。

市議会議員の空白地域というものがあるという先ほどのお話でございますが、市議会議員というものは防府市のためという考えであれば、今、防府市内にはいつでも市議会議員にかかわることのできる、ふさわしい自治会長さんが256人いらっしゃるわけでございます。その方々と一緒に足並みをそろえて、この防府市をしっかりと支えていけばいいわけでございます。現在、25人から少しでも多く削減という思いを実現するために、賛成ということで討論させていただきました。

○議長（行重 延昭君） 10番、斉藤議員。

○10番（斉藤 旭君） ただいま議題となっております議案第68号防府市議会の議員の定数を定める条例中改正について、私は本案について賛成の立場で討論をいたします。

昨年10月に議員定数検討委員会が立ち上がり、県内外の類似都市の人口、面積、あらゆるデータを分析して、検討してきましたが、このデータにしても、目安にはなるかもしれませんが、確かな根拠になるかどうかは疑問でございます。例えば、人口が同じであったとしても面積、人口密度等々地理的条件や、単独市制と、そうでない市によっても、内

容はそれぞれ異なります。よそはよそ、防府市は防府市、当地にふさわしい議員数が大事です。

それは、昨年10月16日から1カ月かけて集められた議員定数半減の実現を求める市民の会による3万5,577名の署名は尊重すべきであります。私は、この1年と3カ月間、議員削減賛成、大幅削減反対等と、多くの市民の方より御意見を聞いた結果、防府市ぐらいの自治体であれば、20人くらいであれば、市政に支障がないのではないかとの大方の意見でありました。

私は、そういう市民の御意見も踏まえて、防府市の議員定数は20名くらいが適当と思いますが、一挙に多くの削減も、多くの議員の賛同が難しいと考えますので、とりあえず今回は段階的な削減もやむなしと考え、20人に近い23人に賛成いたします。

以上です。

○議長（行重 延昭君） ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 議案第68号の討論を終結いたします。

本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第68号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、議案第68号については、否決をされました。

次に、議案第69号についての討論を求めます。20番、田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 議案第69号でありますけれども、これは議長の会派の方が中心になって出されている議案であります。今回、最終的には議案として日の目を見ませんでした。当初、24人という議案が一たん出されて、取り下げられたというふうに聞いておりますけれども、私のような、27人をやはりそのまま維持すべきだという立場と、あるいは24人という、以前に出た案ですけれども、そういうものを調停するというのか、あつせんするような立場で出されたんだろうと思います。しかしながら、なかなかこういった調停が実らないということがあって、23人という先ほどの議案が出されたというようなことだろうと思いますが、そういった調停をする努力について、私は大変敬意を払い、また、そういった形である程度議会がまとまるというようなことを私自身は望んでおりましたけれども、残念ながら、23人というような、調停を拒否するような議案が出されたということは残念であります。

そういった意味で、25という議案を出されたという、そういう努力については評価を

いたしますが、冒頭、先ほどの討論で申し上げたように、この25という議案にも賛成しかねるという態度を表明いたします。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 議案第69号につきましては、先ほど68号で討論をいたしました内容で、この69号につきましても反対の態度を表明したいと思います。

○議長（行重 延昭君） 25番、田中敏靖議員。

○25番（田中 敏靖君） 議案第69号につきましては、反対の立場で討論させていただきます。

議案第68号で提案しておりますとおり、せめて2という思いがありました。25人を超えないように、24名までというふうな思いがありまして、この25名という議案でございますので、あえて反対の立場を表明させていただきます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 議案第69号に賛成の立場から討論をさせていただきます。

民意を反映するという場合には、一番ベストは直接民主主義であろうかというふうに思います。そうしたときに、防府のような大きいところは、不可能な要求でございます。そこで間接民主主義というものが出てきて、代議員制度はとられているわけでございますが、そうしたときに、意見を取りまとめる場合、できるだけ多くの議員がおられることが民意を反映するということについては間違いはないというふうに思っております。その意味におきましては、私は現行の27人でも一つもおかしくはないという立場をとるわけでございますが、先ほど、同僚議員からの提案理由にもありましたように、確かに市民の中には、多いか少ないかは別として、議員定数を少しでも減らせんかというような声もあることも事実です。そうした中、現在2名の空席があつて、現員25名というふうになっているわけでございます。

我々としては大変、25名という少ない人数の中で日々苦勞しております。ほとんど毎日議会のほうにも出て、いろんな仕事を何とかこなしている状況でございます。本会議あるいは委員会での質疑等を見ておりますと、これはあくまで私の私見ですが、全く問題意識も持たれない議員も多々おられまして、その意味では17人でもええかいのという思いもしておりますが、あくまで次世代の人たちのために議席は残さなければならない、確保しなければならないということで、何とか現行25名で議会が運営されておるという状況をかんがみ、市民の要望等も勘案いたしまして、現行、現員である25名が妥当であるというふうに思っております。

以上、賛成の討論をさせていただきました。

○議長（行重 延昭君） 24番、山下議員。

○24番（山下 和明君） 議案第68号で賛成の討論もいたしております。その討論に田中健次議員のほうから、山陽小野田市だとか下関市の例を挙げられて、反論がありましたが、防府市の人口の山陽小野田市は2分の1であり、下関市においては防府市の2倍以上の、上回る人口でありますので、市民から見たときに、見える、判断しやすいということで、近隣市の類似団体を参考に、我が党で検討させていただいた次第でありますので、そういったことも含めて69号におきましては反対をいたします。

○議長（行重 延昭君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第69号につきましては、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第69号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立少数でございます。よって、議案第69号については、否決をされました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（行重 延昭君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第101条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成23年第4回防府市議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり慎重な御審議をいただき、ありがとうございました。お疲れでございま

した。

午後 2 時 5 4 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 3 年 9 月 3 0 日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 三 原 昭 治

防府市議会議員 弘 中 正 俊